



4月 自治協力委員会



令和8年4月2日(木) 午前9時30分
藤枝市役所西館5階 大会議室

- 1 委嘱式
自治協力委員名簿
藤枝市自治協力委員設置規則
- 2 市長あいさつ
- 3 副市長・教育長紹介
- 4 部局長・協働政策課職員紹介
- 5 各自治会・町内会に
「自治会・町内会運営の手引き」:2冊を配布しますのでご活用ください。

依頼	資料	令和8年度 環自協会費の納入	配布対象	参考書類
	1	納入期限：6月30日（火） 生活環境課（環自協事務局） ☎643-3681	自治会長 町内会長	運営の手引き P.35

環自協では地域の環境衛生の向上等を推進するために活動しており、皆様からの会費を活動資金の一部としております。会費の納入について任意でのご協力をお願いします。

依頼	資料	統一美化キャンペーン（530運動）の実施	配布対象	参考書類
	2	実施日：5月31日（日） 生活環境課 ☎643-3681	自治会長 町内会長	広報5月号

令和8年度の統一美化キャンペーンを実施します。本活動では、市民総参加により地域の環境美化を推進していきます。

依頼	資料	令和8年度 自治会等事務費交付金の手続き	配布対象	参考書類
	3	提出期限：5月7日（木） 協働政策課 ☎643-3189	自治会長 町内会長	運営の手引き P.24

自治会・町内会の運営、活動に要する財政負担を軽減するための自治会等事務費交付金の交付に際し、令和8年4月1日現在の加入世帯数調べの提出をお願いします。

依頼	資料	令和8年度 藤枝市防犯灯電気料交付金の手続き	配布対象	参考書類
	4	提出期限：6月3日（水） 交通安全・地域安全課 ☎631-5553	自治会長 町内会長	運営の手引き P.24

防犯灯維持管理に要する自治会等の財政負担を軽減するため、自治会・町内会に対し、電気料の一部を交付します。

情報提供	資料	令和8年度 藤枝市防災対策事業	配布対象	参考書類
	5	大規模災害対策課 ☎643-3119 水防対策室 ☎643-3119 地域防災課 ☎643-2110	自治会長 町内会長	なし

令和8年度の防災関係年間計画等についてお知らせします。補助金等の説明については自主防災会宛に別途通知します。

情報提供	資料	土木に関する要望書(道路・河川・農業)の提出	配布対象	参考書類
	6	道路課 ☎643-3169、河川課 ☎643-3516 農林基盤整備課 ☎643-3350 建設管理課 ☎643-3167	自治会長 町内会長	運営の手引き P.33、34

土木工事や交通安全施設設置、交通規制について要望がある場合は、各担当課へ提出をお願いします。また、地元要望に伴う実施計画を公表します。

情報提供	資料	位置指定道路整備事業費の補助制度	配布対象	参考書類
	7	提出期限：8月末 建設管理課 ☎643-3167	自治会長 町内会長	運営の手引き P.27

市内にある未舗装の位置指定道路（私道）の舗装工事費を全額補助します。工事を行う際には、前年度に事前調査申込書の提出をお願いします。

情報提供	資料	ふじえだ"みち・かわ"通報	配布対象	参考書類
	8	建設管理課 ☎643-3167	自治会長 町内会長	運営の手引き P.34

スマートフォンで簡単に道路の損傷箇所を報告していただけます。

情報提供	資料	農林基盤整備課への申請書、要望書の提出	配布対象	参考書類
	9	提出期限：（1）①6月末、②通年、（2）5月末 農林基盤整備課 ☎643-3350	自治会長 町内会長	運営の手引き P.32

農業水利施設、農道等の維持管理のために必要となる原材料支給や重機借り上げ及び森林の維持保全のための治山工事が必要な場合は、書類の提出をお願いします。

情報提供	資料	公園施設整備に関する申請書の提出	配布対象	参考書類
	10	花と緑の課 ☎643-3487	自治会長 町内会長	運営の手引き P.33

都市公園における遊具やベンチなどの新規設置や改築に関する要望がある場合は、申請書の提出をお願いします。

情報提供	資料	洪水・土砂災害ハザードマップの改定	配布対象	参考書類
	11	大規模災害対策課水防対策室 ☎643-3155	自治会長 町内会長	なし

令和5年5月作成済みの土砂災害・洪水ハザードマップに、新たに県が公表した河川の洪水浸水想定区域を加え、改定を行いました。

情報提供	資料	止水板設置事業費の補助制度	配布対象	参考書類
	12	大規模災害対策課水防対策室 ☎643-3155	自治会長 町内会長	なし

床上・床下浸水や家財への浸水被害の発生抑制を図るため、止水板設置事業費に対する補助事業を4月から開始します。

情報提供	資料	令和8年度年間主要行事予定	配布対象	参考書類
	13	協働政策課 ☎643-3189	自治会長 町内会長	なし

令和8年度年間主要行事予定表を配布します。日時等が変更となる場合があるため、ご注意ください。

情報提供	資料	大井川水系の取水制限と本市の対応	配布対象	参考書類
	14	上水道課 ☎646-4112	自治会長	なし

大井川水系の貯水量減量に伴う本市の状況及び対応を報告します。

情報提供	資料	令和8年度 当初予算・組織の概要	配布対象	参考書類
	15	財政課 ☎643-3234	自治会長	なし

令和8年度の当初予算・組織の概要を報告します。

配布物	令和8年度 地区集会所等への車両駐車をお願い	配布対象	参考書類
	交通安全協会藤枝地区支部 ☎641-2011	自治会長 町内会長	なし

配布物	交通安全講習	配布対象	参考書類
	交通安全協会藤枝地区支部 ☎641-2011	自治会長 町内会長	なし

配布物	「第43回 藤まつり」ポスター	配布対象	参考書類
	観光交流政策課 ☎643-3078	自治会長 町内会長	広報4月号

配布物	文学館 特別展 「星をみつけておもいだす さとうきわこ展」	配布対象	参考書類
	文化財課 ☎645-1100	自治会長 町内会長	広報3月号

配布物	思いやりありがとう～令和7年善行の記録～	配布対象	参考書類
	生涯学習課 ☎646-3211	自治会長 町内会長	なし

次回、自治協力委員会

5月7日(木) 午前10時～
藤枝市役所 西館5階 大会議室

配布資料を掲載しています。ご活用ください。
キーワード検索は、🔍 藤枝市 自治協力委員会





自治会長・町内会長 各位

藤枝市環境衛生自治推進協会会長
生活環境課長

令和8年度環自協会費の納入について（依頼）

環自協は住民自らの手により地域の生活環境の清浄化並びに環境衛生の向上を推進することを目的として活動を行っておりますが、防疫薬剤の購入や集積所の整備等について、皆様からの会費を活動資金の一部としております。

つきましては、藤枝市環境衛生自治推進協会規定に基づき、令和8年度藤枝市環自協会費について、下記のとおりお納めいただきますようお願い申し上げます。

なお、会費の納入については強制的なものではないことを申し添えます。

記

- 1 依頼額 1世帯 100円
- 2 納入期限 令和8年6月30日（火）
- 3 納入先 環自協事務局（市役所南館3階：生活環境課内）
- 4 納入方法（1）窓口払い
環自協事務局へ直接お支払いください。
（2）口座振込
静岡銀行 藤枝支店（普通） 757890
（口座名義） 藤枝市環境衛生自治推進協会
※口座振込みの場合は、町内会名または自治会名でお願いします。
※振込手数料は、町内会（自治会）負担でお願いします。
- 5 その他 環自協委員には、4月10日（金）の環自協全体連絡会にてお知らせします。

【問い合わせ先】

生活環境課（市役所南館3階）

Tel : 054-643-3681

Fax : 054-631-9083

Mail : kankyo@city.fujieda.shizuoka.jp



自治会長・町内会長 各位

生活環境課長

統一美化キャンペーン（530運動）の実施について（依頼）

令和 8 年度の統一美化キャンペーン（530運動）について、下記のとおり実施しますのでご協力いただきますようお願いいたします。本活動は、市民総参加により、道路・公園・小河川等の空き缶・空きびん・ごみ等の回収及びポイ捨て防止の呼び掛けを行うことで地域の環境美化を推進し、快適な環境づくりについて市民意識の高揚を図ることを目的としています。

記

- 1 実施日 令和 8 年 5 月 3 1 日（日）
- 2 実施主体 藤枝市・自治会・環自協・環境美化推進員
- 3 依頼内容 実施方法・範囲・時間を決め、次の種類に分け、
午前 10 時までに各収集指定場所（別紙）へ集めてください。
《分別方法：下記の 4 種類に分別してください。》
 - ①燃やすごみ（口をしぼる）
 - ②缶【鉄・アルミ等金属類】（口は開けたまま）
 - ③無色のびん（口は開けたまま）
 - ④色びん（口は開けたまま）※ポリ袋に「燃やすごみ」「缶」など、マジックで記入してください。
※回収したごみを入れるポリ袋は、環自協委員に配布します。
※仕分けに使うポリ袋は、配布したものでなくても可
※草に付いた土は出来る限り落としてください。
- 4 その他 (1) 回収は午前 10 時から市の収集車で行います。
(2) **雨天でも回収は行いますが、実施の判断は各団体でお願いします。**
（中止の場合、市への報告は不要です。）
(3) 熱中症等、体調には十分留意してください。

【問い合わせ先】

生活環境課（市役所南館 3 階）

Tel : 054-643-3681 Fax : 054-631-9083

Mail : kankyo@city.fujieda.shizuoka.jp

【 統一美化キャンペーン（530運動） 収集指定場所一覧 】

	町内会名	集積場所
瀬戸谷支部	本郷	荻間会館駐車場
	中里	不燃物集積所 (ハラダ製茶農園中里工場手前)
		峠公民館
	たかね(市之瀬)	不燃物集積所
	たかね(蔵田)	不燃物集積所
	たかね(大久保)	大久保公民館
	滝沢 滝ノ谷	(元)下滝沢茶農協
稲葉支部	堀之内	堀之内公民館
	谷稲葉	谷稲葉会館
	宮原	宮原公民館
	寺島	寺島町内会館
	助宗	助宗町内会館
葉梨支部	西方	西方第一老人憩いの家
		西方第二町内会館
		不燃物集積所(葉梨西北小前)
		不燃物集積所(西方八幡宮前)
	北方	不燃物集積所(3ヶ所)
	白藤	白藤公園
	中ノ合	中ノ合町内会館
	上川	上川町内会館
	花倉	花倉公会堂
	横見	不燃物集積所
	中田	中田公会堂
	上藪田	上藪田町内会館
	下藪田	下藪田町内会館
	高田	高田町内会館
	藤枝サニーヒルズ	不燃物集積所
	清里1丁目	不燃物集積所 (清里一号整圧所)
	清里2丁目	清里二丁目町内会館
	南清里	不燃物集積所
	時ヶ谷第1	時ヶ谷第1町内会館
	時ヶ谷第2	時ヶ谷第2町内会館
時ヶ谷第3	時ヶ谷中央ふれあい広場	
時ヶ谷第4	三沢会館	
広幡支部	水守	水守町内会館駐車場
	八幡	八幡町内会館
	鬼島	鬼島公園
	上当間	上当間町内会館
	下当間	久保田公会堂
		下当間下町内会館
	潮	潮集会所
	仮宿	仮宿公会堂
	横内	横内町内会館
西益津支部	長楽寺 2	長楽寺公園北側入り口
	益津下	益津下会館
	稲川	稲川会館 木内建設下

	町内会名	集積場所
西益津支部	郡 1	不燃物集積所(白子くすの木広場)
		不燃物集積所(コンツナ倉庫前)
	郡 2	郡公会堂
	大手	不燃物集積所(大手公園)
		不燃物集積所(広小路)
	田中1丁目	亀城会館
	田中2丁目	
	田中3丁目	
	平島第1	平島上公会堂
	平島第2	平島第二公会堂
平島第3	不燃物集積所(平島集会所横)	
平島第4	県営住宅B棟横集積所	
藤枝支部	原 第 1	原会館 大谷川公園
	原 第 2	
	原 第 3	
	原 第 4	
	原 第 5	
	原 第 6	
	木町第1	藤枝第二自治会館
	木町第2	
	木町第3	新町公園
		日切地藏尊前
	木町第4	茶町公園
	栄	栄会館
	小坂	小坂会館
	上伝馬	神明神社
	益津	藤枝第四自治会館
	岡出山1丁目	みどり公園
	岡出山2丁目	山崎公園
	岡出山3丁目	不燃物集積所(長楽寺公園)
	千歳	若王子会館(蓮華寺池東側)
		若王子第一公園
	長楽寺 1	長楽寺会館(天満宮)
	白子	白子会館
	下伝馬	下伝馬会館
	左車	左車会館
	市部第1	市部公園
	市部第2	
市部第3		
五十海東	五十海第一会館	
五十海西		
藤岡1丁目	藤岡会館	
藤岡2丁目		
藤岡3丁目	藤岡第6公園	
藤岡4丁目	藤岡グリーン公園	
藤岡5丁目	不燃物集積所(藤岡西公園)	

	町内会名	集積場所
青島支部	前島上東	青島第一自治会館
	前島上西	
	前島仲	
	田沼北	田沼北集会所
	田沼中	田沼中会館
	田沼南	田沼南公会堂
	富士見町	不燃物集積所
	日の出町	不燃物集積所
	マークス・ザ・タワー藤枝	不燃物集積所
	小石川町	小石川町会館
	東町	不燃物集積所
	マンガランツ藤枝	不燃物集積所
	駅前第1	不燃物集積所
	駅前第2	不燃物集積所
	駅前第3	不燃物集積所
	ファミール藤枝	不燃物集積所
	エンブルエバー藤枝駅前	不燃物集積所
	喜多町	喜多町公民館
	サーパス西公園	不燃物集積所
	駿河台1	不燃物集積所(栗下公園)
	駿河台2	
	駿河台3・5	
	駿河台団地	
	駿河台西団地	不燃物集積所(滝ヶ谷公園)
	メゾン駿河台	
	南駿河台1・2	
	南駿河台3	
	南駿河台4	
	南駿河台5	
	南駿河台6	青木公会堂
	青木北	
	青木西	
	青木東	
	青木南	志太公民館
	志太第1	
	志太第2	
志太第3		
志太第4		
志太第5	瀬戸新屋ふれあい広場	
瀬戸新屋		
水上	水上公民館	
南新屋	南新屋会館	
新南新屋	新南新屋会館	
芙蓉台	不燃物集積所	
緑の丘	不燃物集積所	
エンブルクロス藤枝	不燃物集積所	
青葉町中	青葉町中公会堂	
青葉町南	青葉南町内会館	
追分	追分町内会館	
追分西	不燃物集積所	
一里山	不燃物集積所	
三軒屋	三軒屋ふれあい会館	

	町内会名	集積場所	
青島支部	瀬戸	瀬戸公民館	
	内瀬戸	内瀬戸公民館	
	光洋台	光洋台南公園	
	青南町上	青南町公会堂	
	青南町下		
	瀬古第1	瀬古町内会館	
	瀬古第2		
	瀬古第3	瀬古第3町内会館	
	ふじみ台	丸山南公園	
	県営瀬古団地		
	高洲支部	築地	不燃物集積所(築地地下道前)
		築地上	築地上会館
高柳上		高柳上中央会館	
高柳仁平		高柳仁平公会堂	
高柳切島		不燃物集積所(切島会館駐車場)	
高柳茶屋河原		茶屋河原会館	
高柳巾溝		高柳巾溝会館	
高柳大淵		大淵町内会館	
高柳下		高柳下町内会館	
兵太夫北		高洲兵北会館	
兵太夫中		兵太夫中町内会館	
兵太夫南		兵太夫南町内会館	
兵太夫下		兵太夫下集会所	
兵太夫上1		高洲第四自治会館	
兵太夫上2			
兵太夫上3			
兵太夫上4			
兵太夫上5		大新島町内会館	
大新島			
与左衛門	与左衛門ふれあい広場		
大洲支部	大東町西	大東町西ふれあい広場	
	大東町北	大洲第一大東町自治会館	
	大東町東	不燃物集積所 (オリジンコーポレーション横)	
	大東町南	不燃物集積所(清流館高校北)	
	善左衛門上	善左衛門上公会堂	
	善左衛門下	善下公会堂	
	弥左衛門	弥左衛門公会堂	
	泉町	泉町公会堂	
	忠兵衛	忠兵衛公会堂	
	青洲団地	集会場	
	源助	源助公会堂	
	五平	五平公会堂	
岡部支部	岡部1・2・4自治会	【燃やすごみ、 缶・びん等不燃ごみ】 →エコステーション ※月曜日がブラ、木くず収集日のため	
	岡部3・5自治会	【燃やすごみ】 →燃やすごみ集積所 【缶・びん等不燃ごみ】 →エコステーション	



藤 協 第 2 号
令和8年4月2日

自治会長・町内会長 各位

協働政策課長

令和8年度 自治会等事務費交付金の手続きについて（依頼）

本市では、自治会や町内会の運営、活動に要する財政負担を軽減するために、自治会等に対し、自治会等事務費交付金を交付しています。

つきましては、その算出基礎とするために、令和8年4月1日現在の町内会ごとの加入世帯数を自治会で取りまとめ、別紙の「自治会・町内会加入世帯数調べ」に記入し、下記のとおり提出をお願いします。

また、自治会の振込口座につきましては、他部署からも提出を求められることが多くあることから、再度同じ振込口座を提出していただく負担を軽減するために、今回提出した振込口座を市の各課で共有することに同意をいただける場合には、別紙の該当箇所に記入をお願いします。

記

- 1 提出書類** (1) 「自治会・町内会加入世帯数調べ」（別紙）
(2) 自治会口座の通帳（表紙と表紙の内側）
又は キャッシュカードのコピー
※昨年度と振込口座が変更ない場合は、提出不要です。
- 2 提出期限** 令和8年5月7日（木）【5月自治協力委員会開催日】
- 3 提出方法** 自治協力委員会受付・協働政策課・各地区交流センター・岡部支所へ直接提出、又は、下記のメールアドレスへ提出
- 4 支払日** 前期分： 6月下旬
後期分： 10月上旬 を予定しています。
- 5 その他** 自治会・町内会の収支の予算書・決算書の例を添付します。
会計処理の参考にしてください。

【問い合わせ先】

協働政策課（市役所東館4階）

Tel : 054-643-3189

Fax : 054-643-3327

Mail : kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp

参 考

<予算書例>

令和〇〇年度 予算書

(収入の部) (単位:円)

科 目	本年度	前年度	増 減	備 考
会 費				〇〇円×〇〇世帯×12ヶ月
寄 付 金				〇〇より〇〇円
助 成 金				自治会等事務費交付金
集会所使用料				
繰 越 金				前年度からの繰越金
雑 収 入				預金利息〇〇円
合 計				

(支出の部) (単位:円)

科 目	本年度	前年度	増 減	備 考	
総務費	会 議 費			総会〇〇、役員会〇〇円	
	通信運搬費			郵便料金〇〇円、電話料金〇〇円	
	事務消耗品費			事務用品〇〇円	
	印 刷 費			印刷代〇〇円、写真代〇〇円	
	備品購入費			書庫〇〇円、机〇〇円	
	負担金・助成金			〇〇自治会〇〇円、老人クラブ〇〇円…	
	人 件 費			会長〇〇円、副会長〇〇円…	
	慶 弔 費			香典〇〇円×〇件	
	集会所	水道光熱費			水道〇〇円、電気〇〇円、ガス〇〇円
		修 繕 費			畳表替え〇〇円
保 険 料				火災保険〇〇円	
事業費	環境・衛生費			町内清掃お茶代〇〇円×〇〇本	
	防 犯 費			防犯灯新設〇〇円、修繕〇〇円	
	体育振興費			運動会〇〇円	
	レクリエーション費			夏祭り〇〇円	
	福 祉 費			敬老会〇〇円	
	…				
予 備 費					
合 計					

<決算書例>

令和〇〇年度 決算書

(収入の部) (単位:円)

科 目	本年度	前年度	差引額	備 考
※予算科目と同じ				※実績をできるだけ詳しく記載
合 計				

(支出の部) (単位:円)

科 目	本年度	前年度	差引額	備 考
※予算科目と同じ				※実績をできるだけ詳しく記載
合 計				

<予算・決算科目例>

【収入科目(例)】

科 目	内 容
会 費	会費収入
寄付金	祭事などの際に頂くご祝儀など
助成金	市からの事務費交付金、防犯灯などの助成金
集会所使用料	集会所の使用料、空調使用料など
事業収入	資源回収報奨金、バザー収益金など
雑収入	預金利息など一時的かつ少額な収入で、他の科目のいずれにも含まれないもの
繰越金	前年度からの繰越金

【支出科目(例)】

科 目	内 容	
総務費	会 議 費	総会、役員会などの会議費
	通信運搬費	郵便料金、電話料金など
	事務消耗品費	文房具などの事務用消耗品
	印 刷 費	資料などの印刷代、写真のプリント代など
	備品購入費	書庫、机、イスなど
	負担金・助成金	自治会への負担金、老人クラブや子ども会などへの助成金
	人 件 費	役員報酬(手当)など
	旅 費	電車、バス、タクシーなどの交通費(高速道路料金、駐車料、ガソリン代など含む)
	慶 弔 費	祝儀、見舞金、香典など慶弔規程による慶弔金
	雑 費	預一時的かつ少額な費用で、他の科目のいずれにも含まれないもの
	集会所	水道光熱費
修 繕 費		建物の修繕費など
保 険 料		火災保険・地震保険などの保険料
事業費	環境・衛生費	環境美化、衛生、リサイクル推進などに要する経費
	防 犯 費	防犯灯など維持管理費、防犯活動に要する経費
	防 災 費	防砂、防火などの活動に要する経費
	交通安全対策費	交通安全活動に要する経費
	体育振興費	運動会、スポーツ大会などに要する経費
	レクリエーション費	夏祭りなどのレクリエーション活動に要する経費
	福 祉 費	福祉活動に要する経費
積立金(基金)	集会所の新設や耐震補強などを目的とする積立金(基金)	
予 備 費	予備のための費用	

自治会・町内会加入世帯数調べ

記載例

自治会名 ○○自治会

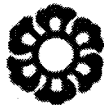
令和8年4月1日現在

町内会名	加入世帯数
○○町内会	175
○○町内会	28
○○町内会	203
○○町内会	45
○○町内会	50
合計	501

○振込口座を市の各課で共有することに同意 する / しない

※この調べを基に、事務費交付金を算出します。

- 提出期限・・・令和8年5月7日（木）まで【5月自治協力委員会開催日】
- 添付書類・・・自治会口座の通帳（表紙と表紙の内側）又はキャッシュカードのコピー
- 提出先・・・協働政策課・各地区交流センター・岡部支所へ直接提出
5月自治協力委員会受付で提出
メール(kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp)での提出



藤交地第1号
令和8年4月2日

自治会長・町内会長 各位

交通安全・地域安全課長

令和8年度 藤枝市防犯灯電気料交付金の手続きについて（依頼）

防犯灯維持管理に要する自治会等の財政負担を軽減するため、自治会・町内会に対し、電気料の一部を交付します。

1 交付対象	令和8年4月1日現在、自治会・町内会が維持管理している防犯灯
2 交付金額	前期・後期ともに次の①、②のとおり交付金額を算出 ① LED灯数×LED電気料平均単価×6か月×3/4 ② 蛍光灯灯数×蛍光灯電気料平均単価×6か月×3/4 ※ 電気料平均単価は、次の区分をもとに前期・後期ごとに算出 ○ LED灯区分：10ワットまで ○ LED灯区分以外の防犯灯区分：20～40ワットまで
3 交付時期	交付金額を2回に分けて交付します。（前期：9月、後期：2月） ※ 自治会・町内会の指定の口座へ振り込みます。
4 交付手続 （提出書類）	「令和8年度 藤枝市防犯灯電気料交付申請書」（別紙）に下記の書類を添付し、御提出ください。 ※ 防犯灯数は契約の電力会社が発行する電気料領収書を基に算定するため、報告灯数と補助対象灯数に相違がある場合があります。 添付書類 (1) 契約の電力会社が発行する 令和8年4月分 の①、又は② ① 電気料領収書のコピー【口座払分】 ※ 領収書のページが複数ある場合は、すべてのページが必要です。 ※ 防犯カメラの電気料は交付金の対象外となりますので、防犯カメラの契約箇所にマーカー等で線引してください。 ② （支払済みの）振替払請求書兼受領証のコピー【納付書払分】 ※ 防犯灯を新たに設置し、口座払にしていない契約分 (2) 振込口座の通帳の「表紙」と「表紙の内側」のコピー ※ 裏面に記載された町内会のみとなります
5 提出期限	令和8年6月3日（水）【6月自治協力委員会開催日】
6 提出先	交通安全・地域安全課（市役所東館4階） ※ 各地区交流センターまたは岡部支所でもお預かりします。

【問い合わせ先】

交通安全・地域安全課（市役所東館4階）

Tel : 054-631-5553

Fax : 054-643-3327

Mail : kotsuanzen@city.fujieda.shizuoka.jp

提出:振込口座の通帳「表紙」と「表紙の裏側」のコピー
 ※金融機関名、口座の種類、口座番号、口座名義が確認できるもの

令和8年度 防犯灯電気料交付金申請において口座情報を提出する町内会一覧

自治会名	町内会名	自治会名	町内会名	自治会名	町内会名	自治会名	町内会名	自治会名	町内会名
瀬戸谷第2	市之瀬	広幡第2	広幡自治連合会	青島第2	田沼北	青島第12	瀬古第1第2	岡部第1	横添
	蔵田		下当間		田沼中		瀬古第3		岡部台
	大久保		仮宿		田沼南		ふじみ台		川原町
	中里		潮		日の出町		県営瀬古団地		岡部
瀬戸谷第3	滝沢	西益津第1	横内	青島第3	富士見町	高洲第1	築地	岡部第2	内一
	滝ノ谷		長楽寺2		小石川町		築地上		内二第一
稲葉第1	堀之内		益津下	青島第4	東町	高洲第2西	高柳上		内二第二
	谷稲葉		郡1		駅前第1		高柳仁平		内二第三
稲葉第2	寺島	郡2	青島第5	駅前第2	高洲第2北	高柳切島	岡部第3	岡部南	
	助宗	稲川		駅前第3		高柳茶屋河原		岡部本郷	
	宮原	大手		喜多町		高柳大淵		山東	
葉梨第1	北方	西益津第2	田中一丁目	青島第8	駿河台一丁目	高洲第2東	高柳下	岡部第4	三輪旭ヶ丘
	白藤		田中二丁目		駿河台二丁目		高柳巾溝		三輪やよい
	西方		田中三丁目		駿河台三・五丁目		兵太夫南		三輪
葉梨第2	中ノ合	西益津第3	平島第1	青島第10	駿河台団地	高洲第3	兵太夫中	岡部第5	オレンジ
	花倉		平島第2		駿河台西団地		兵太夫北		三輪向原
	上川		平島第3		南駿河台一・二丁目		兵太夫下		子持坂
	横見		平島第4		南駿河台三丁目	兵太夫上第1	入野		
	中田	栄	南駿河台四丁目		兵太夫上第2	村良			
葉梨第3	上藪田	藤枝第3	上伝馬	青島第9	南駿河台五丁目	高洲第4	兵太夫上第3	岡部第5	桂島
	下藪田	小坂	千才		南駿河台六丁目		兵太夫上第4		羽佐間
	藤枝サニーヒルズ	藤枝第6	長楽寺1		瀬戸新屋	兵太夫上第5	殿		
	南清里	藤枝第7	白子		水上	高洲第5	大新島		新舟
	清里1丁目		下伝馬		南新屋		与左衛門		
	清里2丁目		左車		芙蓉台	新南新屋	大洲第2		善左衛門下
高田	藤岡1丁目	藤岡第1	緑の丘	大洲第3	善左衛門上	青羽根			
葉梨第4	時ヶ谷第1	藤岡第2	藤岡2丁目		青島第9	追分	弥左衛門	大洲第4	源助
	時ヶ谷第2		藤岡3丁目			追分西	泉町		五平
	時ヶ谷第3		藤岡4丁目			青葉町中	忠兵衛		
	時ヶ谷第4		藤岡5丁目	青葉町南		青洲団地			
広幡第1	水守	青島第10	一里山	青島第10	三軒屋	大洲第4	源助	大洲第4	五平
	八幡		光洋台		大洲第4		源助		
	鬼島		瀬戸				大洲第4		五平
	上当間		内瀬戸						

令和8年度 藤枝市防犯灯電気料交付申請書

自治会又は町内会名

担当者名： _____

(TEL _____)

1. 防犯灯の数（蛍光灯の数とLED灯の数を記入）

蛍光灯	LED灯
灯	灯

2. 振込先口座（前期分を9月、後期分を2月に振込みます）

金融機関名	銀行 信用金庫 支店 労働金庫 農協
口座の種類	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

3. 添付書類

- ① 契約の電力会社が発行する電気料領収書のコピー（令和8年4月分）

※領収書のページが複数ある場合は、全てのページが必要となります。

- ② 振込口座の通帳の「表紙」と「表紙の内側」のコピー

（金融機関・口座の種類・口座番号・口座名義が確認できる部分）

4. 提出期限 令和8年6月3日（水）

5. 提出先 交通安全・地域安全課（市役所 東館4階）

令和8年度 藤枝市防犯灯電気料交付申請書

自治会又は町内会名

藤枝第〇〇自治会

担当者名： 〇〇 〇〇

(TEL 〇〇〇—〇〇〇〇)

1. 防犯灯の数 (蛍光灯の数とLED灯の数を記入)

蛍光灯	5	LED灯	45
	灯		灯

令和8年4月分の
電気料領収書を基
に算定してください。

2. 振込先口座 (前期分を9月、後期分を2月に振込みます)

金融機関名	〇〇〇 銀行 信用金庫 〇〇〇 支店 労働金庫 農 協
口座の種類	普通 当座
口座番号	0001234
フリガナ	フジエタダイ〇〇ジチカイ カイチョウ フジエタヒフミ
口座名義	藤枝第〇〇自治会 会長 藤枝一二三

3. 添付書類

① 契約の電力会社が発行する電気料領収書のコピー (令和8年4月分)

※領収書のページが複数ある場合は、全てのページが必要となります。

② 振込口座の通帳の「表紙」と「表紙の内側」のコピー

(金融機関・口座の種類・口座番号・口座名義が確認できる部分)

4. 提出期限 令和8年6月3日(水)

5. 提出先 交通安全・地域安全課 (市役所 東館4階)



藤地防第2号
令和8年4月2日

自治会長・町内会長 各位

大規模災害対策課長
地域防災課長

令和8年度 藤枝市防災対策事業について（情報提供）

令和8年度の藤枝市防災対策事業について、別紙のとおり報告します。

自主防災会組織における補助制度等については、4月11日（土）の説明会にて自主防災会に対して行います。ご承知おきください。

【問い合わせ】

大規模災害対策課（市役所東館2階）

TEL : 643-3119（直通）

Mail : saigai@city.fujieda.shizuoka.jp

水防対策室（市役所東館2階）

TEL : 643-3155（直通）

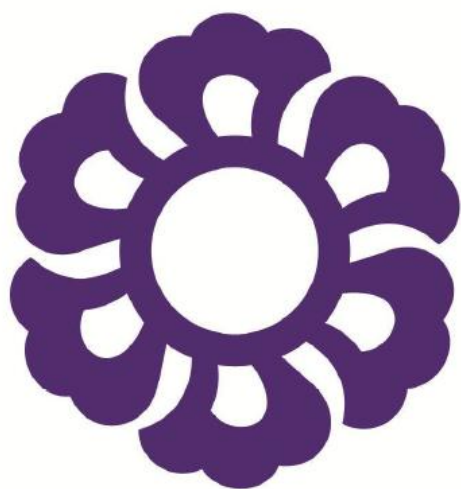
Mail : saigai@city.fujieda.shizuoka.jp

地域防災課（市役所東館2階）

TEL : 643-2110（直通）

Mail : bosai@city.fujieda.shizuoka.jp

令和8年度
藤枝市防災対策事業



藤枝市
Fujieda City

藤枝市 総務部 危機管理センター
大規模災害対策課・水防対策室
地域防災課

お問い合わせ先

大規模災害対策課	TEL : 643-3119 (直通) Mail : saigai@city.fujieda.lg.jp
水防対策室	TEL : 643-3155 (直通) Mail : saigai@city.fujieda.lg.jp
地域防災課	TEL : 643-2110 (直通) Mail : bosai@city.fujieda.lg.jp

1 令和8年度 防災対策事業重点方針（風水害・地震対策等）

危機管理体制の強化

危機管理センターの強化・充実

地震や風水害等の大規模な自然災害や感染症などの様々な危機管理事案に対し、全庁的な総合調整と一元的な情報管理を強化するとともに、国や県、志太消防本部などの防災関係機関との適切な連携や、消防団及び自主防災会への助言を行い、更なる危機管理体制の充実を図り、防災力を強化する。

「大規模災害対策課」は、危機管理に関する総合的な企画及び調整、関係機関との連携強化、防災施設や資機材の整備といった「公助」を担当。

「水防対策室」は、水害から逃げ遅れないための避難に係るソフト事業を担当。

「地域防災課」では、災害発生時に「自助」・「共助」の地域の中核となる、自主防災組織や消防団の育成・強化を担当。

危機管理センター事業内容

●大規模災害対策課、水防対策室

事業名	事業内容
危機管理対策事業	危機管理体制の整備並びに危機事態の掌握、調整及び統括に関すること 地域防災計画及び防災会議に関すること 国民保護計画及び国民保護協議会に関すること 地震災害警戒本部及び災害対策本部に関すること 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること 原子力発電所の安全・防災対策に関すること
防災施設等整備事業	防災行政無線及び市防災倉庫の資機材に関すること
水害対策関連事業	水害避難行動啓発及び水防対策に関すること

(1) 防災行政無線等による情報伝達網の強化

アナログ及びデジタル移動無線システムの円滑な運用や同報無線の柱の更新、ドローンを活用した情報収集など情報伝達網の強化・充実を図る。

また、音声・文字情報を一括で配信する「防災緊急情報一斉配信システム」を活用することで、災害情報等の伝達時間を短縮し、さらには市独自のスマートフォン向け防災アプリ「藤枝市防災」の周知により、市民の情報収集手段の拡充を図る。

(2) 原子力災害対策の啓発

広域避難計画の具体的な運用等について国、県及び関係自治体等と協議を継続して、さらに実効性のある計画となるよう随時、見直し・修正を行うとともに、「原子力防災広域避難ガイド」の活用や原子力防災訓練を通じて、市民への原子力災害対策の啓発を図る。

(3) 南海トラフ地震の新たな防災対応

南海トラフ地震臨時情報の内容や、情報が発表された場合にとるべき対応について、市民が正しく理解するとともに、家庭内安全対策が平時から確実に実施できるよう、啓発を強化する。

(4) 水防対策の推進

水害から命を守るために取り組んでいる、自分自身の防災行動計画「マイ・タイムライン」の普及啓発、河川監視カメラや水位計等の監視、自宅への浸水を防ぐことができる止水板の補助制度など、水防対策を推進する。

●地域防災課

事業名	事業内容
防災対策推進事業	自主防災組織に関すること 防災意識の啓発及び推進に関すること 防災訓練に関すること 消防水利の設置に関すること 消防団に関すること
各種事業及び補助金	防災研修会、地域防災指導員養成講習会 家具転倒防止器具取付サービス事業、感震ブレーカー等設置推進事業 藤枝女性防災ネットワーク 災害時協力井戸支援事業 自主防災組織活性化・資機材整備事業補助金

(1) 自主防災組織の活性化推進

①地域防災指導員の養成

自主防災組織を専門に指導できる地域防災リーダーを継続的に養成して、自主防災組織の活性化を推進するとともに、共助「自らの地域は、皆で守る」の精神に基づく、地域防災力の強化・向上を図る。

②自主防災会防災計画書・避難生活計画書の作成支援

自主防災会防災計画書の充実を図るため自主防災会への支援を行うとともに、指定避難所ごとの避難生活計画書がより実践的な内容になるよう、地域と協働で見直していく。

(2) 地区交流センターを拠点とした地域防災体制づくり

地区交流センターが中心となり、自治会、町内会、自主防災会、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、消防団、事業所、その他防災関係機関と地域防災連絡会を開催する。

また、**避難所運営委員会**を中心に、多様性の視点を取り入れた避難所運営などについて協議を行い、避難生活計画書をより実践的なものとする。

(3) わが家の地震対策3本柱【耐震化・家具の転倒防止・非常用品の準備】の啓発

防災研修会、出前講座、地域防災指導員養成講習会等を開催し、「自らの命は、自らで守る」を原点とした家庭内対策の充実、『わが家のハザードカルテ』を活用した防災意識の高揚を図る。

①家具転倒防止器具取付サービス事業

家具の転倒などによる人的被害を軽減するため、市内全世帯を対象とした家具の転倒防止器具取付サービスを実施し、それぞれの家庭内の安全対策の推進を図る。

②感震ブレーカー等設置推進事業

南海トラフ巨大地震等の大地震に備え、地震による電気火災から「家」・「地域」を守るため、感震ブレーカー等の設置を推進し、その設置費用の一部を助成する。

特例住宅（※）に該当する場合は設置にかかる費用に対して、助成率を10/10（上限10万円、千円未満切捨て）とする。

※特例住宅とは、要介護3以上の認定を受けた人、身体障害者手帳（1～4級）・精神障害者保健福祉手帳（1～3級）・療育手帳の交付を受けた人が居住する住宅

③災害時協力井戸支援事業

大規模災害時における地域住民の生活用水の確保を図るため、個人や企業が所有または自主防災会等が管理する井戸を対象に災害時協力井戸として登録する事業。

「災害時協力井戸」の候補として選定された井戸及び登録井戸に対し、水質検査などの維持管理等に要する費用の一部を助成する。助成率は1/2（上限5万円、千円未満切捨て）とする。

(4) 市民の防災意識・技能の向上

総合防災訓練や地域防災訓練等の実施により、市民の防災意識の高揚と「公助」「共助」「自助」に関する各訓練を実施し、防災知識・技能の向上を図る。総合防災訓練では、熱中症対策等への配慮から、メイン会場では夜間避難訓練を中心に実施する。

2 令和8年度 年間計画の概要

時 期	項 目	備 考	
4月	11日(土)	自主防補助金等説明会【生涯学習センター】	自主防災会長
	12日(日)	消防団入退団式【生涯学習センター】	消防団、支部長
5月	13日(水)	地域防災指導員連絡会【隔月開催】	地区代表者
	24日(日)	水防訓練〔瀬戸川河川敷〕	危機管理センター、都市建設部ほか
6月	7日(日)	自主防災会消火器・可搬ポンプ取扱講習会〔瀬戸川河川敷〕	自主防災会、消防、消防団 地域防災課ほか
	(随時)	地域防災連絡会 避難所運営委員会	自治会、自主防災会、施設 管理者 ほか
7月	4日(土)	地域防災指導員養成講習会【初級】 〔7/4・7/11・7/18の全3回〕	対象者
8月	1日(土)	地域防災指導員養成講習会【中級】 〔8/1・8/8の全2回〕	対象者
9月	5日(土) 夜間訓練	藤枝市総合防災訓練〔メイン会場：調整中〕	自主防災会、消防団、市ほか
10月	17日(土)	地域防災指導員養成講習会【上級】 〔10/17・10/24の全2回〕	対象者
12月	6日(日)	藤枝市地域防災訓練〔メイン会場：調整中〕	自主防災会、消防団 市ほか
1月	17日(日)	消防団出初め式〔市民ホールおかべ〕	消防団、自治会長
2月	14日(日)	防災研修会〔生涯学習センター〕	自主防災会、地域防災指導員 ほか
3月	上旬	藤枝市原子力防災訓練	自治会、町内会、中部電力 ㈱、市ほか

※日程・対象者については変更となる場合がございます。

3 藤枝市総合防災訓練及び地域防災訓練について

『総合防災訓練』は、市のメイン会場は9月5日(土)の夜間に実施する。自主防災会が実施する訓練については、熱中症対策等のため同日の実施に限らないものとし、今まで総合防災訓練で実施していた消火訓練等の実動訓練は、状況に応じて地域防災訓練での実施に変更を検討する。(例：4月や6月に総合防災訓練として訓練を実施する。)

『地域防災訓練』は、12月6日(日)(12月第1日曜日)「地域防災の日」に実施する。

	参加機関	訓練(案)
総合防災訓練 9月5日(土)	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織 学校 消防団 県、市、防災関係機関ほか 	◎南海トラフ巨大地震を想定 ・地震発生 18時00分 ※サイレン吹鳴
地域防災訓練 12月6日(日)		◎南海トラフ巨大地震を想定 ・地震発生 9時00分 ※サイレン吹鳴

4 自主防災組織における補助制度

(1) 自主防災会活性化事業補助金

自主防災組織の活性化を図るため、防災訓練やその他防災事業に対して補助金を交付する。均等割（1 自主防災会につき 25,000 円）と世帯数割額（1 世帯につき 200 円）を合算して得た限度額（千円未満切り捨て）とする。
（※すべての自主防災会が対象）

(2) 自主防災会資機材整備事業補助金

自主防災会の活動を推進するため、防災資機材を整備又は修繕する自主防災会に対し、補助金を交付する。（市費補助 2/3 以内、**限度額 75 万円**・千円未満切り捨て）
※資機材には防災倉庫を含む
※令和 9 年度の要望は 7 月頃、自主防災会長に通知し、9 月中旬までに提出

5 自主防災会の平常時対策

(1) 防災知識の学習（地域住民への防災知識の普及・啓発（講演会・研修会・訓練等））

(2) 「防災委員」の自主防災会での活動推進

(3) 「自主防災計画書」の作成

各自主防災会ごとに実践的な計画書となるよう、防災訓練等の実践をとおして検討、見直しを行なってください。

(4) 各種台帳の作成

- ア 防災世帯台帳（基礎となる個票）
- イ 避難行動要支援者登録台帳 など

(5) 「避難生活計画書」の作成

避難所運営委員会等で、関係自主防災会、学校等と内容を検討していただき、**指定避難所ごとに内容をまとめご提出**下さい。提出方法については、避難所運営委員会等で関係の自主防災会とご確認をいただきますようお願いいたします。

(6) 防災訓練の実施

- ア 総合防災訓練
- イ 地域防災訓練
- ウ その他個別訓練（避難生活計画書に基づいた避難所開設・運営訓練など）

(7) 地域内の他組織との連携

※自主防災会長は、年間スケジュールを作成し進行管理を行ってください。また、専門的な防災知識を持った地域防災指導員等の協力を得ながら事業を実施してください。

※ (3) 「自主防災計画書」及び (5) 「避難生活計画書」は、**毎年提出**をお願いします。

令和 8 年 7 月 24 日（金）提出期限

■ 自主防災会の各種書類提出チェックリスト

提出期限	提出書類	備 考	チェック
5月15日（金）	消火器・可搬ポンプ 取扱講習会参加申込書	参加希望自主防災会のみ 申込書提出	<input type="checkbox"/>
6月12日（金）	資機材整備事業補助金申請書	4月の補助金等説明会で、補助 金額一覧表を配布	<input type="checkbox"/>
6月19日（金）	防災訓練年間計画書	4月の補助金等説明会にて依頼	<input type="checkbox"/>
7月24日（金）	自主防災計画書 避難生活計画書		<input type="checkbox"/>
訓練実施後10日以内	防災訓練実施結果報告書		<input type="checkbox"/>
9月中旬	令和9年度 資機材整備事業補助金要望書		<input type="checkbox"/>
2月9日（火） ※最終提出期限	「資機材整備事業補助金」 補助金実績報告書兼請求書 「活性化事業補助金」 補助金申請書兼請求書	事業完了後には早めの提出を	<input type="checkbox"/>
2月下旬	自主防災会長届出書	12月初旬に自主防災会長宛に 依頼文を郵送	<input type="checkbox"/>
	地域防災指導員 （新規受講生）推薦書		
	地域防災指導員継続確認表		



藤道第3号
令和8年4月2日

自治会長・町内会長 各位

道路課長・河川課長
建設管理課長
農林基盤整備課長

土木に関する要望書（道路・河川・農業）の提出について（情報提供）

このことについて、側溝整備や道路拡幅、交通規制、交通安全施設、水路や河川整備、農林道整備に関する要望書の提出については、下記のとおりお願いします。

記

- 1 要望の種類
 - ①土木工事施工申請書 資料No. 6-2
道路課（側溝や歩道整備、道路拡幅等）、河川課（水路改修、河川整備等）、農林基盤整備課（農業施設整備）に関する要望
 - ②交通安全施設設置要望書 資料No. 6-3
カーブミラー、区画線、転落防止柵、道路照明灯、その他交通安全施設設置に関する要望書。
 - ③交通規制要望書 資料No. 6-4
警察の交通規制に関わる、横断歩道、一旦停止、速度規制、信号機設置等に関する要望書。（建設管理課経由で藤枝警察署に提出）
- 2 提出先
 - ①道路課、河川課、農業基盤整備課
 - ②③建設管理課 ※要望書は随時受付しています。
- 3 各様式 市のホームページからダウンロード（便利なサービス欄の「申請書・電子申請」／都市整備・環境欄の「道路・河川に関する申請書」）
- 4 その他 申請書の押印を省略し、メールでの提出が可能です。
案内図、写真の添付は不要となりますが、申請書の記載は詳細にお願いします。従来通り、窓口での提出も可能です。
申請書の受付後に現地確認させていただきますが、申請内容について不明な点がある場合には町内会長様にご連絡させていただきます。

【問い合わせ先】

道路課（市役所東館2階）
担当：生活道路係
Tel：054-643-3169
Fax：054-643-3280
Mail：doro@city.fujieda.shizuoka.jp

* 記入不要

要望順位	
------	--

整理番号	
------	--

土木工事施工申請書
(道路・河川・農業土木関係)

1. 申請箇所 藤枝市

2. 申請理由

3. 申請の内容

4. 関係者の同意について(☑を入れてください)

沿線住民

その他()

年 月 日

藤枝市長 北村正平 宛

申請者 (自治会) 会長
(町内会) 会長

※1: 申請書の提出は、メールでも可能です。

※2: 申請内容について不明な点がありましたら、町内会長様にご連絡をさせていただきます。

道路要望提出先(代表) 都市建設部 基盤整備局 道路課(生活道路係) TEL 643-3169(直通) FAX 643-3280 Email: doro@city. fujieda. shizuoka. jp	河川要望提出先 都市建設部 基盤整備局 河川課(工務係) TEL 643-3516(直通) FAX 643-3280 Email: kasen@city. fujieda. shizuoka. jp	農業土木要望提出先 産業振興部(南館1F) 農林基盤整備課(農業土木係) TEL 643-3350(直通) FAX 631-9081 Email: norin@city. fujieda. shizuoka. jp
---	--	--

提出課が不明な場合は、道路課へ提出してください。

記載例

* 記入不要

要望順位	
------	--

整理番号	
------	--

土木工事施工申請書 (道路・河川・農業土木関係)

1. 申請箇所 藤枝市 ○○ △丁目△番△号 地先

2. 申請理由

例1: 通学路になっているが道路幅員が狭く、危険であるため。

例2: 水路の流れが悪く、雨が降ると浸水するため。

例3: 農業用水路が土水路であり流れが悪く用水量が安定しない。

3. 申請の内容

例1: 道路の拡幅(側溝の整備)

例2: 水路改修

例3: U字溝での整備

4. 関係者の同意について(沿線住民など関係者に申請書を提出する旨をお伝えください

沿線住民

その他関係者の同意がある場合は記載ください

その他(電柱を民地へ移設することの住民の同意あり)

年 月 日

藤枝市長 北村正平 宛

申請者 (自治会) 会長
(町内会) 会長

※1: 申請書の提出は、メールでも可能です。

※2: 申請内容について不明な点がありましたら、町内会長様にご連絡をさせていただきます。

道路要望提出先(代表)
都市建設部 基盤整備局
道路課(生活道路係)
TEL 643-3169(直通)
FAX 643-3280
Email: doro@city.fujieda.shizuoka.jp

河川要望提出先
都市建設部 基盤整備局
河川課(工務係)
TEL 643-3516(直通)
FAX 643-3280
Email: kasen@city.fujieda.shizuoka.jp

農業土木要望提出先
産業振興部(南館1F)
農林基盤整備課(農業土木係)
TEL 643-3350(直通)
FAX 631-9081
Email: norin@city.fujieda.shizuoka.jp

提出課が不明な場合は、道路課へ提出してください。

調査年月日	年 月 日
調査員氏名	
調査結果	
設置年月日	年 月 日

交通安全施設設置要望書

交通安全の一環として、次のとおり安全施設を設置願いたく要望します。

年 月 日

団体名

住 所

代表者 氏 名

電 話 (-)

藤枝市長 北村正平様

記

- ★要望箇所 藤枝市 _____ 地内
カーブミラー
- ★要望施設 道路反射鏡 (片面 両面) _____ 箇所
- 道路区画線(※) (新設 塗直し) 約 _____ m
- 転落防止柵 (新設 補修) 約 _____ m
- 道路照明灯 (新設 補修) _____ 箇所
- その他施設 (_____) _____ 箇所

(※)横断歩道・一旦停止線・センターラインの要望は【交通規制要望書】にて申請願います。

★要望理由

※1: 申請の際は、**設置につき利害を有する関係者の承諾を必要**とします。

※2: 要望書1枚につき、要望施設1箇所の申請でお願いします。

※3: 申請書の提出は、メールでも可能です。

※4: 申請内容について不明な点がありましたら、町内会長様にご連絡させていただきます。

提出先 都市建設部 基盤整備局 建設管理課(維持係)
 TEL 643-3167(直通)
 FAX 643-3280
 E-mail: kensetu@city.fujieda.shizuoka.jp

※記載例

調査年月日	年 月 日
調査員氏名	
調査結果	
設置年月日	年 月 日

交通安全施設設置要望書

交通安全の一環として、次のとおり安全施設を設置願いたく要望します。

年 月 日

町内会名、または自治会名

団体名 ○○○○○○ 町内会

住所 藤枝市 岡出山1丁目11番1号

町内会長名、または自治会長名

代表者 氏名 町内会長 藤枝太郎
電話 (○○○ - ○○○○)

藤枝市長 北村正平 様

要望する箇所にレ点を記入して下さい。

記

★要望箇所 藤枝市 岡出山1丁目11-1 地内
カーブミラー

★要望施設 道路反射鏡 (片面 両面) 1 箇所

道路区画線(※) (新設 塗直し) 約 _____ m

転落防止柵 (新設 塗直し) 約 _____ m

道路照明灯 (新設 塗直し) _____ 箇所

その他施設 (_____) _____ 箇所

(※)横断歩道・一旦停止線・センターラインの要望は【交通規制要望書】にて申請願います。

★要望理由

要望理由を出来るだけ詳しくご記入下さい。

- ・カーブミラーを設置する場合、支柱は道路内であっても、ミラーの一部が民地に入ったりする場合があります。関係者に事前の承諾をお願いします。
- ・道路照明灯を設置する場合、道路内だけでなく、宅地の中も明るくなります。また、耕作地(田んぼなど)に影響を及ぼす場合がありますので、関係者に事前の承諾をお願いします。

※1:申請の際は、設置につき利害を有する関係者の承諾を必要とします。

※2:要望書1枚につき、要望施設1箇所の申請でお願いします。

※3:メールでの提出も可能です。

※4:申請内容について不明な点がありましたら、町内会長様にご連絡させていただきます。

提出先 都市建設部 基盤整備局 建設管理課(維持係)
TEL 643-3167(直通)
FAX 643-3280
E-mail:kensetu@city.fujieda.shizuoka.jp

調査年月日	年 月 日
調査員氏名	
調査結果	
設置年月日	年 月 日

交通規制要望書

交通安全の一環として、次のとおり交通規制の実施について、静岡県公安委員会に要望していただきたく、申請します。

年 月 日

団体名

住 所

代表者 氏名 ()
電 話 (-)

藤枝市長 北村正平様

記

★規制要望箇所 藤枝市 _____ 地内

- ★規制要望内容
- 横断歩道
 - 一旦停止
 - 交通信号機 (正規信号機 押しボタン式信号機 点滅式信号機)
 - 速度規制 (30km 40km 50km)
 - その他規制 ()

★要望理由

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

※1: 申請の際は、設置につき利害を有する関係者の承諾を必要とします。

※2: 申請書の提出は、メールでも可能です。

※3: 申請内容について不明な点がありましたら、町内会長様にご連絡させていただきます。

提出先 都市建設部 基盤整備局 建設管理課(維持係) TEL 643-3167(直通) FAX 643-3280 E-mail: kensetu@city.fujieda.shizuoka.jp
--

※記載例

調査年月日

年

月

日

【実施までの通常の流れ】

提出年度…藤枝警察署が現地調査。

翌年度…藤枝警察署が県警本部へ上申する箇所を抽出。

7月頃警察から市へ要望書の回答 ⇒ 8月末頃までに警察の回答を各町内会へ送付
県警本部(公安委員会)が実施可否検討。

翌々年度…審議会で実施を審議。(6月以降に建設管理課で確認できます) 警察署が発注施工。

交通規制要望書

交通安全の一環として、次のとおり交通規制の実施について、静岡県公安委員会に要望していただきたく、申請します。

年 月 日

町内会名、または自治会名

団体名 ○○○○○○ 町内会

住所 藤枝市 岡出山1丁目11番1号

町内会長名、または自治会長名

代表者 氏名 町内会長 藤枝太郎
電話 (○○○ - ○○○○)

藤枝市長 北村正平様

要望する箇所にレ点を記入して下さい。

記

★規制要望箇所 藤枝市 岡出山1丁目11-1 地内

★規制要望内容 横断歩道

一旦停止

交通信号機 (正規信号機 押しボタン式信号機 点滅式信号機)

速度規制 (30km 40km 50km)

その他規制 ()

★要望理由

要望理由を出来るだけ詳しくご記入下さい。

※この要望書は、市役所を經由し、藤枝警察署に提出いたします。

この要望書を見て、警察署が判断いたしますので、交通量や通学路(児童数)など現場状況や要望理由を詳細にご記入ください。

※実施の段階で、周辺の方より同意をいただけないケースがあります。事前に関係者の承諾をお願いします。

※1: 申請の際は、設置につき利害を有する関係者の承諾を必要とします。

※2: 申請書の提出は、メールでも可能です。

※3: 申請内容について不明な点がありましたら、町内会長様にご連絡させていただきます。

提出先 都市建設部 基盤整備局 建設管理課(維持係)
TEL 643-3167(直通)
FAX 643-3280
E-mail: kensetu@city.fujieda.shizuoka.jp



藤 道 第 4 号
令和 8 年 4 月 2 日

自治会長・町内会長 各位

都市建設部基盤整備局 道路課長
河川課長
産業振興部 農林基盤整備課長

地元要望に伴う実施計画の公表について

町内会要望リストの提出につきまして、ご協力いただきありがとうございました。
この度、提出いただきました要望リストを基に市職員で現地調査を実施し、次期実施計画を策定いたしました。実施計画は令和8年度から5ヶ年を予定しております。
今後は、当計画に基づき事業を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。
なお、当計画は、市より各町内会長に郵送にて配布するとともに、市ホームページに公表いたします。

リンク先

藤枝市ホームページ — 組織から探す — 「道路課」 — 市の計画・取り組み — 土木工事实施計画

https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/kibanseibi/doro/keikaku_torikumi/26944.html

以上

【問い合わせ先】

道路課 (市役所東館2階)

Tel : 054-643-3169

Mail : doro@city.fujieda.shizuoka.jp

河川課 (市役所東館2階)

Tel : 054-643-3169

Mail : kasen@city.fujieda.shizuoka.jp

農林基盤整備課 (市役所南館1階)

Tel : 054-643-3350

Mail : norin@city.fujieda.shizuoka.jp



藤 建 第 7 号
令和 8 年 4 月 2 日

自治会長・町内会長 各位

建設管理課長

位置指定道路整備事業費の補助金について（情報提供）

舗装されていない私道（位置指定道路）の舗装工事費用を全額補助します。

記

- 1 位置指定道路とは 住宅等を建築するための道として位置の指定を受けた私（わたくし）の道路
(建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づき指定)
※指定されているか不明な場合は、建築住宅課（643-3481）で確認することができます。
- 2 条件（抜粋）
 - ・沿線住民と土地所有者全員の同意があること
(所有者が不明な場合は建設管理課にご相談ください。)
 - ・市内に本社を有する業者、又は藤枝建設業協同組合員が施工する工事であること
 - ・事業に関する紛争が生じた場合、補助対象者の責任で処理すること
- 3 対象となる工事
 - ・アスファルト舗装（厚 5 c m）
 - ・排水施設が無い場合の 1 0 m に 1 箇所程度の集水桝と ϕ 1 5 0 の塩ビ管
 - ・その他の掘削、残土処分、交通誘導員、重機運搬費などの市が認める経費※側溝の修繕、蓋の交換、側溝内の土砂撤去などは補助の対象となりません。
※舗装の修繕は対象となりません。

補助金ガイド
はこちら



- 4 補助金の流れ
- ① 代表者を決めて「事前調査申込書」を毎年8月末までに提出（土地所有者に口頭で同意を得る）することで、翌年度の4月から補助金の交付を受けることが可能。
 - ② 申込書の審査結果を10月末までに連絡。
 - ③ 業者に見積書の依頼、土地所有者から同意書に署名を得るなど交付申請の準備。
 - ④ 翌年度4月以降に「補助金交付申請書」を提出。
 - ⑤ 市から「補助金交付決定通知書」が届き次第、舗装工事に着手。
 - ⑥ 工事が完了後「実績報告書」を提出。市が検査を実施。
 - ⑦ 市から「補助金交付確定通知書」が届き次第、請求書を提出。
(委任状により工事費用を市から業者に直接支払うことも可能。)

※ ご不明な点などございましたら建設管理課へご相談ください。

【問い合わせ先】

都市建設部 基盤整備局

建設管理課（維持係）

TEL：643-3167

FAX：643-3280

Mail:kensetu@city.fujieda.shizuoka.jp

藤 建 第 6 号
令和 8 年 4 月 2 日

自治会長・町内会長 各位

建設管理課長

ふじえだ“みち・かわ”通報について（情報提供）

令和 4 年 4 月より運用してまいりました「道路損傷通報システム」が、令和 8 年 4 月より「ふじえだ“みち・かわ”通報」としてリニューアルしました。

これまでの道路施設の損傷に加え、新たに「河川施設」も通報対象となります。通報の手順や操作方法是これまでと変わりませんので、引き続き、身近な道路や川で不具合を見つけた際は、ご活用ください。

記

- ・システム QR コードや市公式 LINE アカウントから簡単に通報できます。
- ・通報内容は午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分に確認します。（土日祝、年末年始を除く）
- ・緊急を要する場合は、市代表電話番号（643-3111）までご連絡ください。

1. 道路や川の不具合
情報を選択

2. 写真を撮影

3. 位置をマップで指定



- 舗装の穴 ○街路灯の不具合
- カーブミラーの不具合
- 側溝ふたの破損
- 川や水路の破損
- 土砂の堆積
- 除草
- その他 いずれかを選択



- ・3枚まで添付できます。
- ・過去に撮影した写真も添付可。



- ・マップ上で発見位置を簡単に指定。
- ・「現在地を計測」を押すと今いる場所を指定。

【問い合わせ先】

都市建設部 基盤整備局
建設管理課（維持係）

TEL：643-3167

FAX：643-3280

Mailkensetu@city.fujieda.shizuoka.jp



藤農林第1号
令和8年4月2日

自治会長・町内会長 各位

農林基盤整備課長

農林基盤整備課への申請書、要望書の提出について（情報提供）

農林基盤整備課の農林土木係では、農業水利施設、農道、林道の整備や維持管理、山地災害から守るための治山事業を実施しております。これは、管理のために必要な原材料支給や重機借り上げ及び森林の維持保全のための治山施設の設置等に関して、地元町内会の皆様より提出をお願いしております。

申請書と要望書の提出にあたりまして、注意事項を下記のとおりご案内いたします。よろしくお願ひいたします。

記

1 申請書類 (1) 原材料支給・重機借り上げ申請書（別紙1）

①原材料支給

農道舗装で使用するコンクリートや土留における材料などを受益者に支給するための申請書です。提出条件として受益者2名以上となり、工事完了後には、完了報告書の提出が必要となります。

②重機借り上げ

農業用水を取水するために、河川に堰を設けたり、用水路に堆積した土砂を撤去したりするための申請書です。

(2) 治山工事施行要望書（別紙2）

荒廃した溪流地からの土砂流出や山腹崩壊を防ぐために、治山ダムの設置等を行い、森林の維持や山地災害から守るための事業です。

2 提出期限 (1) ①原材料支給申請書（別紙1）：6月末まで

②重機借り上げ申請書（別紙1）：通年

(2) 治山工事施工要望書（別紙2）：5月末まで

- 3 提出方法 農林基盤整備課（市役所南館1階）に直接提出
もしくは下記メールアドレスに提出
- 4 その他
- ・申請に際しては、土地所有者及び関係者の同意が必要です。
 - ・町内会長以外の方が提出される場合には、町内会長が承知しているか確認させていただく場合がありますので、ご理解のほどお願いします。
 - ・要望者が、地区外にお住いの方で、土地を所有されている場合も、地先町内会からの要望として提出をお願いします。

※各様式は、市のホームページに掲載しています。

（便利なサービス／申請書・電子申請／産業・ビジネス欄／農林土木に関する申請書）

QRコードの掲載



【問い合わせ先】

農林基盤整備課（市役所南館1階）

担当：農林土木係

Tel : 054-643-3350

Fax : 054-631-9081

Mail : norin@city.fujieda.shizuoka.jp

回	課	係	担	令和	年度
覧	長	長	当	整理番号	— 号

原材料支給・重機借り上げ申請書

1. 工事箇所 藤枝市_____地先（見取図のとおり）

2. 申請理由 _____

3. 工事の内容

工 種	数 量	受 益 面 積 (h a)			受 益 戸 数
		田	畑	計	
	L = m				戸

4. 工事希望時期 令和 年 月 日頃

5. 工事の施工方法の希望（○を付けて下さい。）

<input type="checkbox"/>	地元施工（原材料支給）
<input type="checkbox"/>	市施工重機借り上げ（井上げ、水路浚渫等機械の借り上げによる維持管理業）

原材料支給については、6月末日までに申請書を提出してください。また、支給決定後、原材料の伝票を発行しますが、有効期限は翌年3月31日となっております。それまでに施工が完了しないときは無効となります。

農政協力委員、受益関係者全員との協議のうえ同意を得ましたので、工事を施工したいので事業決定されたく申請します。なお、工事については受益関係者が協力して完了させます。

令和 年 月 日

藤枝市長 北村 正平

申請者（ ）町内会 町内会長 氏名

(Tel)

関係者（ ）部農会 農政協力委員 氏名

(Tel)

関係者（ ）受益者代表

住所 藤枝市

【提出先・問合せ先】

市役所南館1F

産業振興部 農林基盤整備課 農林土木係

TEL 643-3350 (直通)

Mail : norin@city.fujieda.lg.jp

氏名

(Tel)

申請箇所位置図（付近目標物など記入をお願いします。）

現 場 写 真

記入例

表

回	課	係	担	令和	年度
覧	長	長	当	整理番号	— 号

原材料支給・重機借り上げ申請書

この部分の記入は不要です

現在の問題点や、どのような施工を希望するか、詳しく記入して下さい

1. 工事箇所 市 〇〇一丁目2・3 地先（見取図のとおり）

2. 申請理由 （原材料支給の場合）農道が未舗装なので、舗装して生産性を向上させたい。

（重機借り上げの場合）土砂が用水路に堆積しているため、浚渫を行いたい。

3. 工事の内容

工種	数量	受益面積（ha）			受益戸数
（原材料支給）生コンクリート舗装 （重機借り上げ）水路の浚渫	L= 10 m	田 0.5	畑 0.5	合計 1.0	10 戸

4. 工事希望時期 令和 ×年 ○月 ×日頃

5. 申請内容の選択（○を付けて下さい。）

<input type="checkbox"/>	地元施工（原材料支給）
<input type="checkbox"/>	市施工重機借り上げ（井上げ、水路浚渫等機械の借り上げによる維持管理業）

どちらかを選んでください
1枚で両方の申請はできません

面積は大まかで構いません
受益は2戸以上必要です

原材料支給については、6月末日までに申請書を提出してください。また、支給決定後、原材料の伝票を発行しますが、有効期限は翌年3月31日となっております。それまでに施工が完了しないときは無効となります。

農政協力委員、受益関係者全員との協議のうえ同意を得ましたので、工事を施工したいので事業決定されたく申請します。なお、工事については受益関係者が協力して完了させます。

令和 ×年 ○月 ×日

藤枝市長 北村 正平

申請者（ ○ ○ ○ ）町内会 町内会長 氏名 **重機 一郎**

（TEL **054-644-XXXX**）

関係者（ ○ ○ ○ **第1** ）部農会 農政協力委員 氏名 **材料 太郎**

（TEL **054-644-XXXX**）

関係者（ ○ ○ **農道** ）受益者代表

住所 **藤枝市〇〇一丁目4-6**

両面に必要事項を記載し、写真を添付して
南館1階 農林基盤整備課へ提出してく

氏名 **申請 太郎**
（TEL **054-644-XXXX**）

申請箇所位置図（付近目標物など記入をお願いします。）

現 場 写 真

要望順位

治山工事施行要望書（令和 年度提出分）

1. 施行要望箇所 藤枝市_____地先（裏面に見取図を添付する）
字名及び代表地番 _____

2. 施行要望理由（荒廃状況等）

3. 要望（工事）の内容

※治山工事施行要望書については、5月末日までに提出してください。

令和 年 月 日

藤枝市長 北村正平様

申請者
() 町内会長 氏名 _____

土地所有者 住所 _____
氏名 _____

土地所有者 住所 _____
氏名 _____

土地所有者 住所 _____
氏名 _____

【提出先・問合せ先】

市役所南館 1F 産業振興部 農林基盤整備課農林土木係 TEL 643-3350（直通）

Mail : norin@city.fujieda.lg.jp

申請箇所位置図（付近目標物など記入をお願いします。）

現 場 写 真

記入例

表

要望順位

治山工事施行要望書（令和 年度提出分）

1. 施行要望箇所 藤枝市 〇〇〇 地先（裏面に見取図を添付する）

現在の問題点を詳しく
記入して下さい

字名及び代表地番

〇〇〇 ×××

2. 施行要望理由（荒廃状況等）

山腹が崩落しており、降雨時には沢へ土砂の流出が見られるため、
下流の人家に危険がある。

3. 要望（工事）の内容

どのような施工を希望するか、
記入して下さい

堰堤の設置。山腹の復旧工事。

※治山工事施行要望書については、5月末日までに提出してください。

令和 ×年 ○月 ×日

藤枝市長 北村正平様

申請者

（〇〇〇）町内会長 氏名 治山一郎

土地所有者

住所 〇〇市 ××一丁目

氏名 工事一郎

土地所有者

住所 〇〇市 △△二丁目

氏名 要望太郎

土地所有者

住所

氏名

両面に必要事項を記載し、写真を添付して
南館1階 農林基盤整備課へ提出してくだ

申請箇所位置図（付近目標物など記入をお願いします。）

現 場 写 真



藤花第 3 号
令和 8 年 4 月 2 日

自治会長・町内会長 各位

花と緑の課長

公園施設整備に関する申請書の提出について（情報提供）

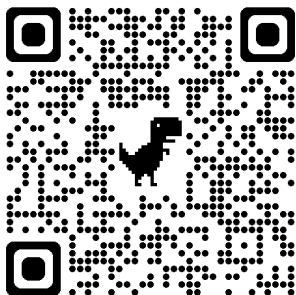
花と緑の課では、公園施設の整備や維持管理等を実施しており、公園施設の設置や改築等に関して要望がある場合は、地元町内会の皆様より申請書の提出をお願いしております。

申請書の提出にあたりましては、下記のとおり注意事項をご案内いたします。よろしくお願いたします。

記

- 1 申請書類** 公園施設整備申請書（別紙 1）
都市公園における遊具やベンチなどの新規設置や改築に関する要望
- 2 提出方法** 花と緑の課（東館 2 階）に直接提出
岡部支所・地区交流センターに提出
もしくは下記メールアドレスに提出
- 3 様 式** 市のホームページからダウンロード（便利なサービス欄の「申請書・電子申請」／暮らし・手続き欄の「公園に関する申請書」）
- 4 そ の 他** 申請書の受付後に現地確認させていただきますが、申請内容について不明な点がある場合は、町内会長様に連絡させていただきます。

下記 QR コードからもダウンロードが可能です



【問い合わせ先】

花と緑の課（市役所東館 2 階）

担当：計画整備係

Tel : 054-643-3487

Fax : 054-643-3280

Mail : midori@city.fujieda.shizuoka.jp

回 覧	課 長		係 長		受 付 者		課 僚	
--------	--------	--	--------	--	-------------	--	--------	--

完了月日		番号	
------	--	----	--

公園施設整備申請書

1 公園名 _____

2 申請内容

3 申請理由

令和 年 月 日

藤枝市長 北村正平 宛
(花と緑の課)

申請者
(自治会) 会長
電話番号 ()
(町内会) 会長
電話番号 ()

要望箇所図

--

現地写真

--



(以下は記入する必要はありません)

調査結果	現地調査	令和 年 月 日
	調査者	
	調査結果	
	対応方法	
	対応についての連絡	
担当者		



自治会長・町内会長 各位

大規模災害対策課水防対策室長

洪水・土砂災害ハザードマップの改定について（情報提供）

1. 洪水・土砂災害ハザードマップとは？

洪水・土砂災害ハザードマップは、想定し得る最大規模の降雨（1000年に1度の確立で降ると想定される大雨）が発生し、市内を流れる主要な河川の堤防が決壊したり、越流した場合の浸水が想定される区域と、土砂災害が発生するおそれのある区域を記載しています。

2. 改定の内容

今回、令和5年5月作成済みの土砂災害・洪水ハザードマップに、新たに県が公表した一級河川大津谷川ほか20河川の洪水浸水想定区域を加え、改定を行いました。

新たに県が指定した洪水浸水想定区域対象河川は、下記のとおりです。

大井川水系：大津谷川、大久保川

瀬戸川水系：瀬戸川、朝比奈川、葉梨川、市場川、岡部川、吐呂川、谷川川、野田沢川、青羽根川、山中沢川、ユキ沢、梅田川、内瀬戸谷川、谷稲葉川、滝沢川、滝之谷川

栃山川水系：栃山川、東光寺谷川、木屋川

3. スケジュール

- ・「広報ふじえだ4月号」と併せて市内全戸に配布。



本マップを確認し、浸水しやすい場所や土砂災害の危険箇所、避難場所等を日ごろから把握していただき、水害への事前の備えをお願いします。

また、これから起こるかもしれない洪水災害、土砂災害に備えるために「自分自身の防災行動計画」を整理する『マイ・タイムライン』も併せてご確認いただき、豪雨災害から逃げ遅れないよう心がけをお願いします。

デジタル版マイ・タイムラインの
作成はこちら ↓↓↓



【問い合わせ先】

大規模災害対策課 水防対策室（市役所東館2階）

Tel : 054-643-3155 Fax: 054-645-3050

Mail : saigai@city.fujieda.lg.jp

藤水第2号
令和8年4月2日

自治会長・町内会長 各位

大規模災害対策課水防対策室長

止水板設置事業費補助制度について（情報提供）

1. 制度の背景・目的

気候変動に伴う降雨量の増加により、家屋等への浸水被害は、住居や家財に大きな被害をもたらし、復旧に経済的負担がかかり、即効性のある浸水対策が必要であることから、床上・床下浸水や家財への浸水被害の発生抑制（浸水被害の軽減）を図るため、止水板設置事業費に対する補助事業を4月から開始します。

2 制度概要

(1) 補助対象要件

- ①対象範囲：市内全域
- ②対象建築物：市内の既存の住居、店舗兼住居、借家、アパート、マンション等（所有者又は居住者に対して補助）
- ③補助対象経費：止水板の購入費及び設置工事費
- ④補助率：2分の1
- ⑤上限額：30万円
- ⑥止水板の構造：L字型で置くだけの簡易的な止水板は購入費、パネル型の設置に工事が伴うものは購入費及び工事費を補助対象とし、いずれも浸水に耐えられる素材で繰り返しの使用ができ、取り外し又は移動が可能な構造のもの。
- ⑦申請時の要件：見積とともに購入前の事前申請が主な条件です。

3. 補助金交付手続きの流れ

- ・添付書類を添えて「補助金交付申請書」を提出してください。
- ・市から「補助金交付決定通知書」が届いたら、購入・工事してください。
- ・購入・工事が完了したら「完了報告書」を提出してください。
- ・市から「補助金交付確定通知書」が届いたら、請求書を提出してください。



【問い合わせ先】

大規模災害対策課 水防対策室

Tel : 643-3155 Fax : 645-3050

Mail : saigai@city.fujieda.lg.jp



藤枝市
Fujieda City

自治協力委員会

資料 No. 13

藤 協 第 3 号
令和8年4月2日

自治会長・町内会長 各位

協働政策課長

令和8年度 年間主要行事予定について（情報提供）

令和8年度に市が主催する年間主要行事予定を配布いたしますのでご確認いただき、今年度の自治会・町内会の行事を計画する際にご活用ください。

【問い合わせ先】

協働政策課（市役所東館4階）

Tel : 054-643-3189

Fax : 054-643-3327

Mail : kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp

令和8年度 年間主要行事予定

※日時等が変更する場合があります。

更新: 令和8年4月2日

月	日	曜日	時間	行事	会場	出席対象者	担当課
4月	2	木	9:30～	自治協力委員委嘱式 ◆自治協力委員会・自治会連合会定例会	大会議室	自治会長	協働政策課
	4	土	10:00～	第48回金比羅山・瀬戸川桜まつり	志太河川敷公園と左岸堤	金毘羅山周辺町内会長	観光交流政策課
	5	日					
	6	月	7:45～	春の全国交通安全運動(運動期間:6日～15日) 藤枝市見守り・あいさつ運動開始式	市役所前駐車場	自治会長	交通安全・地域安全課
	11	土	9:30～	令和8年度自主防災関係補助金事務等説明会	生涯学習センター	自主防災会長	地域防災課
	12	日	10:30～	藤枝市消防団入退団式	生涯学習センター	支部長	地域防災課
	16	木	15:00～	保健委員連絡協議会役員会	保健センター	支部委員長 地区長・副地区長	健康推進課
	19	日	7:00～	藤枝市議会議員選挙	各投票所		選挙管理委員会
	22	水	10:00～	地震・風水害等自然災害に関する協議会	第2委員会室	支部長	協働政策課
24	金	13:30～	藤枝警察署地域安全推進員委嘱式	生涯学習センター	連合会長	交通安全・地域安全課	
24	金	15:00～	◆自治会連合会総会	大会議室	自治会長	自治会連合会	
5月	7	木	10:00～	◆自治協力委員会・自治会連合会定例会	大会議室	自治会長	協働政策課
	9	土	9:30～	保健委員研修会	市民ホールおかべ	保健委員	健康推進課
	11	月	15:00～	藤枝地区防犯協会総会	藤枝警察署	連合会長	交通安全・地域安全課
	14	木	午前・午後	見守り防犯カメラ設置費補助金制度説明会①	301・302会議室	R8配当町内会	交通安全・地域安全課
	19	火	午前	見守り防犯カメラ設置費補助金制度説明会②	301・302会議室	R8配当町内会	交通安全・地域安全課
	中・下旬		10:00～	藤枝地区防犯協会総会	藤枝警察署	連合会長	交通安全・地域安全課
	22	金	10:00～	藤枝市子ども・若者総合サポート会議	生涯学習センター	担当支部長	子ども・若者支援課
	24	日	9:00～	藤枝市水防訓練	志太5丁目 瀬戸川河川敷	支部長	水防対策室
	25	月	14:25～	スクエアストレイト方式交通安全教室	葉梨中学校	葉梨地区自治会長	交通安全・地域安全課
	26	火	15:00～	交通規制審議会	藤枝警察署	担当支部長	交通安全・地域安全課
	27	水	15:30～	青少年健全育成推進会議全体会議	生涯学習センター	正副会長、地区会長	生涯学習課
	30	土	10:00～	環境フェスタ”もったいない”2026inふじえだ・消費者フェア2026	駅南通り・ BiViキャン(予定)	もったいない運動 推進委員会	環境政策課
30	土	15:00～	藤枝市自衛隊協力会総会	大会議室	連合会長	市民課	
31	日	～10:00	統一美化キャンペーン(530運動) 10時までにごみを収集場所へ	市内	環自協委員・環境美化 推進委員・他役員等	生活環境課	
6月	3	水	10:00～	◆自治協力委員会・自治会連合会定例会	大会議室	自治会長	協働政策課
	6	土	12:30～	歯の健康まつり	藤枝市保健センター		健康推進課
	上旬		午前	社会を明るくする運動推進委員会標語審査会	市役所会議室	担当支部長	市民相談センター
	中旬		午後	社会を明るくする運動藤枝地区推進委員会	特別会議室	担当支部長	市民相談センター
	23	火	14:00～	藤枝市暴力追放推進協議会役員会・総会	特別会議室・大会議室	連合会長	交通安全・地域安全課
	25	木	午後	藤枝市地域公共交通会議	301・302会議室	担当支部長	地域交通課
7月	1	水	10:00～	◆自治協力委員会・自治会連合会定例会	大会議室	自治会長	協働政策課
	4	土	午前	藤枝市健全育成成功労者等表彰式・研修会	生涯学習センター	正副会長、地区会長	生涯学習課
	第1週		17:00～	社会を明るくする運動出発式・街頭啓発	文化センター・ 藤枝駅ロータリー他	担当支部長	市民相談センター
	8	水	15:00～	藤枝市交通安全対策協議会(夏)	大会議室	連合会長	交通安全・地域安全課
	10	金	7:45～	夏の交通安全県民運動(運動期間:11日～20日) 藤枝市見守り・あいさつ運動開始式	市役所前駐車場	自治会長	交通安全・地域安全課
	中・下旬		10:00～	地震・風水害等自然災害に関する協議会	第2委員会室	支部長	協働政策課
	中・下旬		10:00～	社会を明るくする運動標語表彰式	市役所会議室	担当支部長	市民相談センター
	下旬			◆自治会長視察研修(2日間)	未定	自治会長	自治会連合会
	31	金	10:30～	第1回藤枝市青少年問題協議会	大会議室	連合会長	生涯学習課
8月	上旬		午後	安全安心サポートネットワーク連絡会議	大会議室	連合会長	交通安全・地域安全課
	6	木	15:00～	◆自治協力委員会・自治会連合会定例会	大会議室	自治会長	協働政策課
	6	木	16:00～	◆自治会連合会 市政懇談会	大会議室	自治会長	自治会連合会
	7	金	16:00～	第46回藤枝花火大会(予備日は翌日)	蓮華寺池公園	蓮華寺池公園周辺 町内会長	観光交流政策課

※日時等が変更する場合があります。

更新: 令和8年4月2日

月	日	曜日	時間	行事	会場	出席対象者	担当課
8月	上・中旬		午前・午後	◆自治会長グループ懇談会	未定	自治会長	協働政策課
	15	土	10:00~	藤枝市戦没者追悼・平和祈念式典	市民会館ホール	連合会長・支部長	福祉政策課
	20	木	13:30~	保健委員連絡協議会役員会	保健センター	支部委員長 地区長・副地区長	健康推進課
	25	火	15:00~	防犯まちづくりネットワーク推進協議会	大会議室	連合会長、各地区防犯 まちづくり協議会会長	交通安全・地域安全課
9月	4	金	10:00~	◆自治協力委員会・自治会連合会定例会	大会議室	自治会長	協働政策課
	5	土	18:00~	藤枝市総合防災訓練	市内		地域防災課
	上旬		午前	高齢者交通安全教室(葉梨地区)	葉梨地区交流センター	葉梨地区自治会長	交通安全・地域安全課
	12	土	13:00~	藤枝市健康福祉大会	市民会館ホール		福祉政策課 社会福祉協議会
	中旬			◆自治会長視察研修会(日帰り)	未定	自治会長	自治会連合会
	16	水	15:00~	藤枝市交通安全対策協議会(秋)	大会議室	連合会長	交通安全・地域安全課
	18	金	7:45~	秋の全国交通安全運動(運動期間:21日~30日) 藤枝市見守り・あいさつ運動開始式	市役所前駐車場	自治会長	交通安全・地域安全課
10月	1	木	10:00~	◆自治協力委員会・自治会連合会定例会	大会議室	自治会長	協働政策課
	下旬		10:00~	地震・風水害等自然災害に関する協議会	第2委員会室	支部長	協働政策課
11月	4	水	10:00~	◆自治協力委員会・自治会連合会定例会	大会議室	自治会長	協働政策課
	上旬~中旬			各地区ふれあいまつり (1日(日)、8日(日)、15日(日))	各地区交流センター	自治会長・町内会長	協働政策課
	21	土	9:30~	ともフェス2026	生涯学習センター		障害福祉課
	28	土	9:30~	◆安全・安心なまちづくりの集い	生涯学習センター	自治会長・町内会長	自治会連合会
	29	日	10:00~	もみじまつり	滝ノ谷不動峡	滝沢・滝ノ谷町内会長	観光交流政策課
12月	5	土	未定	”もったいない”市民のつどい	BIVIキャン	もったいない運動 推進委員会	環境政策課
	5	土	10:00~	市民協働フェスタ	生涯学習センター		市民活動団体支援室
	6	日	9:00~	藤枝市地域防災訓練	市内		地域防災課
	7	月	15:00~	◆自治協力委員会・自治会連合会定例会	大会議室	自治会長	協働政策課
	14	月	15:00~	藤枝市交通安全対策協議会(年末)	大会議室	連合会長	交通安全・地域安全課
	14	月	10:00~	藤枝市子ども・若者総合サポート会議	生涯学習センター	担当支部長	こども・若者支援課
	15	火	7:45~	年末の交通安全県民運動(運動期間:15日~31日) 藤枝市見守り・あいさつ運動開始式	市役所前駐車場	自治会長	交通安全・地域安全課
	19	土	未定	第14回医療・介護・福祉フォーラム	志太医師会館	どなたでも	地域包括ケア推進課
22	火	午後	藤枝市地域公共交通会議	未定	担当支部長	地域交通課	
1月	上旬		9:00~	玉露の里 初釜	玉露の里	岡部第5自治会長、 ほか町内会長	観光交流政策課
	7	木	10:00~	◆自治協力委員会・自治会連合会定例会	大会議室	自治会長	協働政策課
	10	日	未定	はたちの集い	市民会館	未定	生涯学習課
	17	日	9:30~	市消防出初め式	市民ホールおかべ	自治会長	地域防災課
2月	1	月	10:00~	◆自治協力委員会・自治会連合会定例会	大会議室	自治会長	協働政策課
	上旬		10:00~	地震・風水害等自然災害に関する協議会	第2委員会室	支部長	協働政策課
	14	日	10:00~	防災研修会	生涯学習センターホール	自主防災会長ほか	地域防災課
18	木	13:30~	保健委員連絡協議会役員会	保健センター	支部委員長 地区長・副地区長	健康推進課	
3月	2	火	10:00~	◆自治協力委員会・自治会連合会定例会	大会議室	自治会長	協働政策課
	上旬		午前	藤枝市原子力防災訓練(青島北地区)	未定	青島北地区 自治会・町内会	大規模災害対策課
	6	土	9:30~	保健委員活動報告会	市民会館	保健委員	健康推進課
	11	水	15:00~	第2回藤枝市青少年問題協議会	未定	連合会長・支部長	生涯学習課
	11	木	16:00~	自衛隊新入隊予定者激励会	未定	連合会長	市民課
	24	水	13:15~	藤枝市交通安全対策協議会(春)	大会議室	連合会長	交通安全・地域安全課
	24	水	15:00~	青少年健全育成推進会議役員会	生涯学習センター	正副会長	生涯学習課
26	金	13:05~	黄色い安全バッグ贈呈式	大会議室	連合会長	交通安全・地域安全課	



藤上 第 3 号
令和 8 年 4 月 2 日

自治会長 各位

上水道課長

大井川水系の取水制限と本市の対応について（情報提供）

このことについて、大井川水系では昨年からの小雨により井川・畑薙第一ダムの貯水量が平年比の 53.1% となったため、3月19日午前9時から上水道取水量（大井川広域水道企業団（以下「企業団」という。））の 5% を減量しています。これに伴う本市の状況及び対応は下記のとおりとなりますので、ご確認をお願いします。

- 1 本市の対応** 本市は大井川の表流水を水源としている企業団から上水道の一部の供給を受けていますが、主な水源は地下水であることから、市民への節水制限はありません。ただし、企業団の節水率が今後上がった場合は、自己水源を増量することで対応していくとともに、状況に応じて市民への節水呼びかけを行ってまいります。
- 2 その他** 節水の呼びかけは、同法無線、キックオフメール等で行います。

【問い合わせ先】

上水道課（水道事務所：茶町二丁目 6-15）

Tel : 054-646-4112

Fax : 054-646-4113

Mail : josui@city.fujieda.shizuoka.jp

令和8年度 当初予算・組織の概要



藤枝市
Fujieda City

令和8年度当初予算

第6次藤枝市総合計画

後期計画（R8～R12）がスタート！

まち・自然・文化と共生 未来へ飛躍

基本理念

幸せになるまち 藤枝づくり

基本目標

- 1 市民の命と安全・安心を守る藤枝づくり
- 2 市民の健康で豊かな暮らしを実現する藤枝づくり
- 3 こどもが健やかに学び、育つ藤枝づくり
- 4 力強い地域産業を育み、安心して働ける藤枝づくり
- 5 魅力と活力、持続力ある地域がつながる藤枝づくり
- 6 豊かな自然環境と資源を守り、次代につながる藤枝づくり
- 7 夢と希望にあふれ、未来につながる藤枝づくり

令和8年度

戦略方針のテーマ

未来へ繋がる、持続可能な藤枝の実現

～魅力と活力が躍動するまちへ！～

- ◆ まちの安心感を高める
- ◆ まちの競争力を高める
- ◆ まちの持続力を高める



Fujieda City

2

令和8年度当初予算

1 当初予算・組織の概要

令和8年度当初予算

令和8年度 当初予算のポイント

“選択と集中”で未来をひらく

重点投資型の予算編成

(一般会計)

653億 8,000万円

前年度から 13 億円減 (▲1.9%)

- ◆ 必要事業の重点化と積極的な推進
- ◆ 特定財源の確保と基金の有効活用
- ◆ 未来への投資と後年度負担とのバランスを考慮

まちの安心感を高める

住み続けたいくなるまちづくりで安心感を創出

- ◆ 危機管理や医療体制の充実・強化、防犯対策の推進

まちの競争力を高める

まち・経済の成長で、魅力と力強さを創出

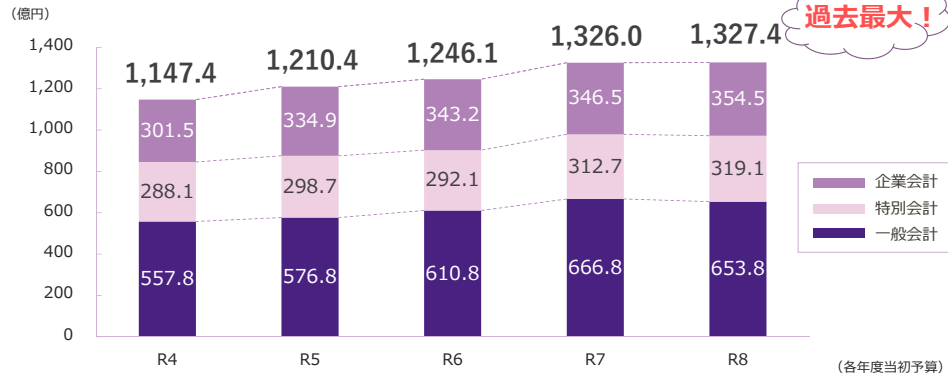
- ◆ 中心市街地や旧市街地の活性化、多様な企業の立地促進

まちの持続力を高める

人口減少にも順応する活力と耐力を創出

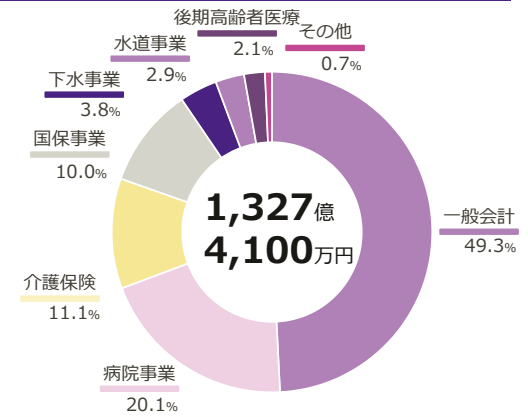
- ◆ 学校教育や生涯学習の充実、地域福祉の推進

当初予算の規模

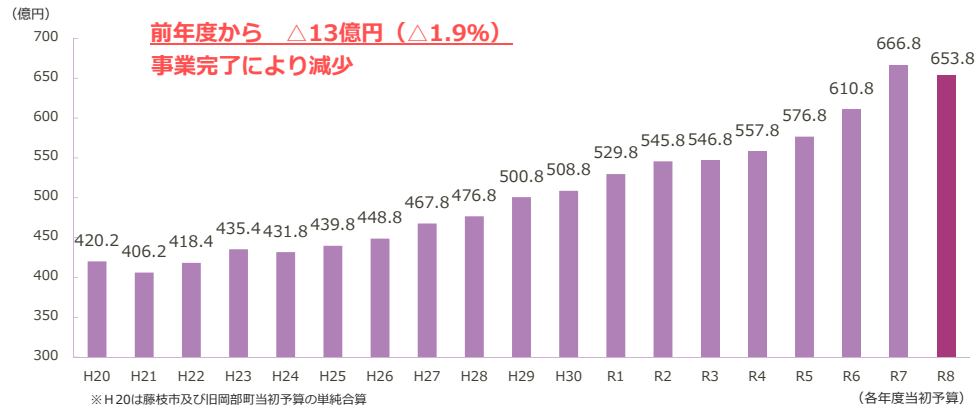


令和8年度 会計別予算構成

会計	金額 (億円)	前年度増減率 (%)
一般会計	653.8	▲1.9
病院事業	266.4	+3.0
介護保険	147.9	+3.6
国民健康保険事業	133.4	+1.1
下水道事業	49.9	+5.8
水道事業	38.2	▲6.2
後期高齢者医療	28.5	+9.3
その他の会計	9.3	▲21.9

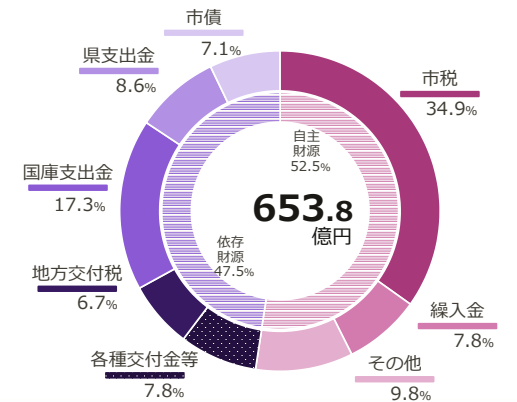


一般会計 予算額の推移

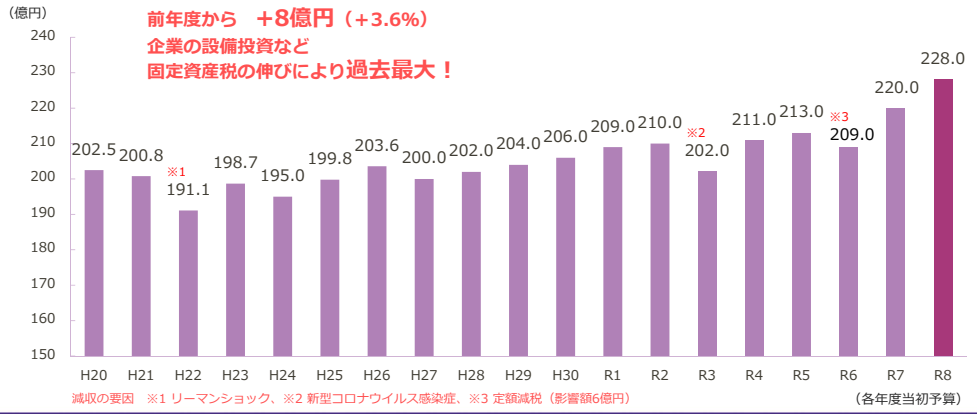


令和8年度 一般会計 歳入構成

歳入	金額 (億円)	前年度増減率 (%)
市税	228.0	+3.6
繰入金	50.6	▲17.5
その他	64.3	▲21.1
各種交付金等	51.2	+11.1
地方交付税	44.0	+2.3
国庫支出金	113.1	▲2.2
県支出金	56.0	+0.1
市債	46.6	+7.6



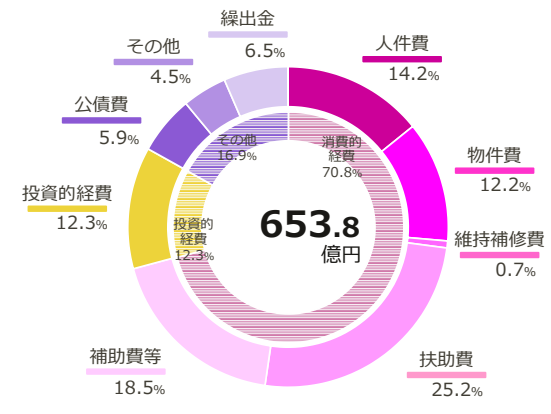
市税の推移



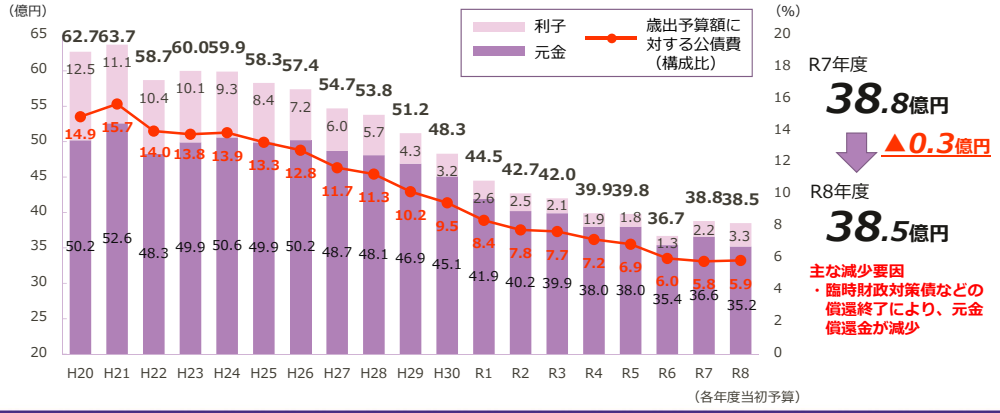
令和8年度 一般会計 歳出構成

(前年度増減率)

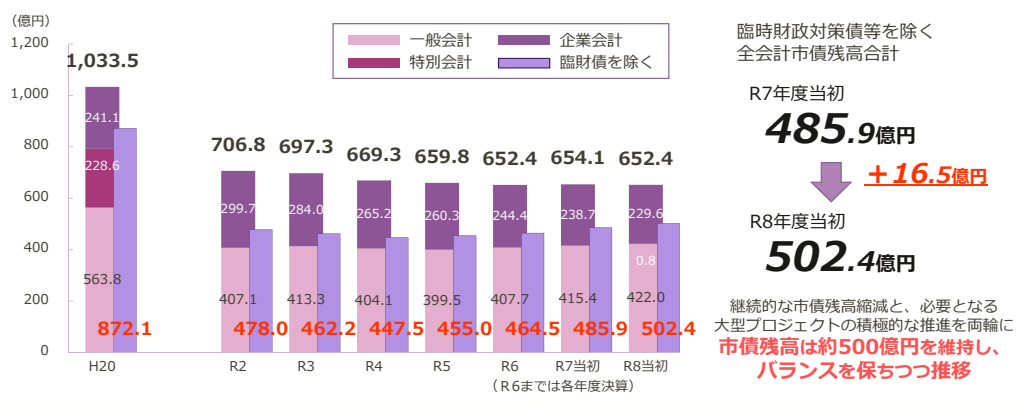
人件費	92.6 億円	+7.4
物件費	79.9 億円	▲15.3
維持補修費	4.5 億円	▲3.1
扶助費	164.7 億円	+0.4
補助費等	120.9 億円	+11.9
投資的経費	80.7 億円	▲3.1
公債費	38.5 億円	▲1.0
その他	29.5 億円	▲22.6
繰出金	42.5 億円	▲13.6



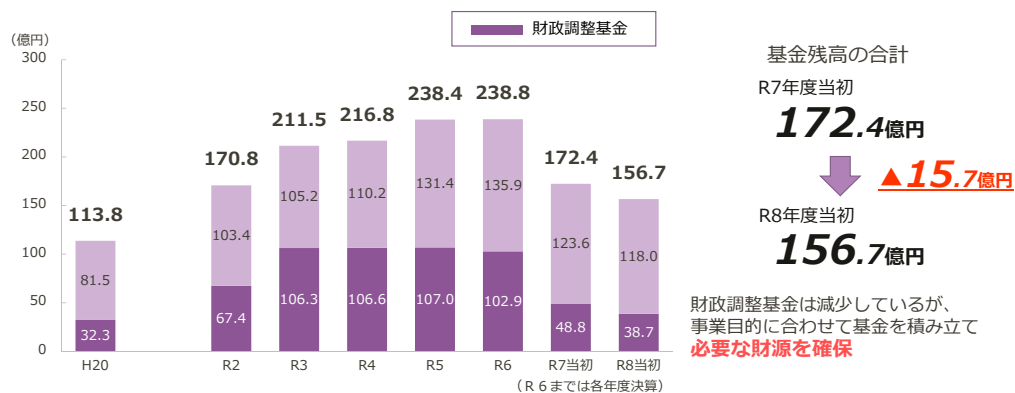
一般会計 公債費の推移



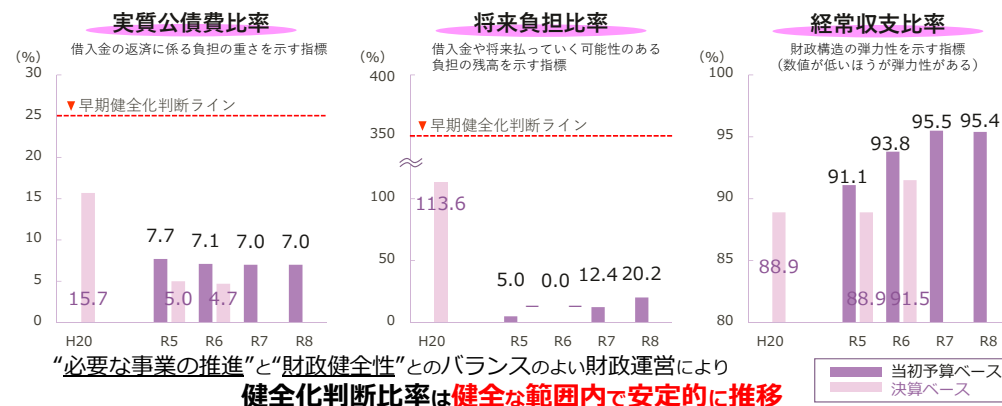
各会計別 市債残高の推移



基金残高の推移



各種指標の推計



今後の行財政経営のポイント

- **人材の育成・活用、人員の適正配置**
 - ・ 多様な人材の育成、民間企業等との連携
 - ・ 業務量に応じた適正な人員配置
- **選択と集中による徹底した事業の見直し**
 - ・ 全事業総点検シートを活用した事業の効果や有効性による事業の点検、見直し
- **将来を見据えた政策への積極的な投資**
 - ・ 中心市街地再開発や旧市街地、岡部町内谷地区工業用地の整備、学校給食センターの建設 等
 - ・ 土地利用構想重点地区土地利用の推進、新たな基幹産業の創出や拠点づくりの推進
 - ・ 幼保こ小連携によるこどもの支援や高齢者の生活支援、障害者の就労支援 等
- **必要な財源の積極的な獲得**
 - ・ 国や県の施策や制度改正の動向的的確な把握
 - ・ 物価高騰等を適切に反映した使用料、手数料の見直し
 - ・ 後年度負担とのバランスを考慮した起債の有効活用
 - ・ 企業誘致による安定的な市税の確保
 - ・ 事業目的に合わせた基金の積み立て

行政組織に関する方針

“幸せになるまち”の実現へ
「変革と成長」を着実に前進させていくため、スリム化と機動性の向上をさらに進め、実行力を重視した体制の推進

持続可能な行政経営を支える、実行力重視の組織体制

- 危機管理センター内に「水防対策室」を再編**
 - ・ 予防保全と災害時の中枢機能の強化
- 産業振興部内に「新産業ビジネス創造室」を新設**
 - ・ 新産業創造の推進とスタートアップ支援等の強化
- 商業振興課内に「商業まちづくり係」を新設 (商店街活性化推進室を再編)**
 - ・ 新しい商業組織づくりにより利便性の高い商業環境を創出
- 市立総合病院に「家庭医療センター」及び「訪問看護ステーション」を新設**
 - ・ 住み慣れた地域で安心して医療を受けることができる環境の創出

行政組織に関する方針 (主な組織改編内容)

部局等	課・室	係・担当	狙い
危機管理センター	水防対策室【再編】	水防対策係【移管・再編】	予防保全と災害時の中枢機能の強化
産業振興部	産業政策課	産業政策係【再編】 エコノミックガーデニング推進係【改編】 雇用対策係【改編】	産業全般の振興、市内企業の成長支援、雇用促進・雇用対策の推進
	新産業ビジネス創造室【新設】	新産業創造係【新設】 ビジネス支援係【改編】	新産業創造の推進とスタートアップ支援等の強化
	商業振興課	商業戦略係【再編】 商業まちづくり係【新設】	新しい商業組織づくりにより利便性の高い商業環境を創出
藤枝市立総合病院			
診療部 家庭医療センター【新設】	総合診療科		日常的な健康管理から慢性疾患への対応、在宅医療や多職種連携を強化
地域医療支援センター	訪問看護ステーション【新設】	訪問看護係	24時間365日体制の看護サービスを提供、在宅医療を強化

職員体制の充実

市民・職員が幸せを実感できるまちづくりを実現するための「適正配置」と「職員力の向上」を推進

“未来へ繋がる、持続可能な藤枝”の実現に向けた
人財の適正配置

施策推進、組織活性化に向けた
職員力の向上

- **職員数**
788人(△11人) 正規756人(△10人)、再任用32人(△1人)
事業の見直し及び業務の効率化により総職員数の減員を実現するとともに、重点施策を予定している部署は増員するなどメリハリを付けた人事配置を実施。
- **体制を強化して展開する主な施策等**
 - ・激甚化する水害に対応した治水対策の強化
 - ・市全体の商業戦略と商店街の新たな組織づくりの支援
 - ・シティプロモーション推進によるブランド力の強化
 - ・新産業創造、起業創業、スタートアップ支援の推進 等
- **弾力的な人事配置等による支援体制の充実** *New*
 - ・育休代替任期付職員の採用
 - ・育休取得者をサポートする職員への勤勉手当の加算
- **職員のキャリア支援及びマネジメント強化**
 - ・視野を広げ、柔軟な発想力を育むための民間企業と連携した研修の充実
 - ・職員が自由に履修できるeラーニング環境の充実
- **職員育成及び人脈構築に向けた人事交流・派遣**
 - ・人事交流(8団体)：静岡県、静岡市、島田市、(株)静岡銀行、*ベリス市(研修派遣) New* 他
 - ・職員派遣(10団体)：環境省、(一財)地域創造、(一財)自治体国際化協会、*地方税共同機構 New* 他
- **多様な人材の活用**
 - ・デジタル統括監、観光交流統括監
 - ・地域活性化起業人等 *拡充*
(株)ABC Cooking Studio、サントリーホールディングス(株)、東京藝術大学

2 重点事業

1 市民の命と安全・安心を守る藤枝づくり

危機管理の充実・強化



防災資機材 (上) / 土のうステーション (左下: イメージ) / 止水板 (右下)

〈組織〉
危機管理センター内に「水防対策室」を再編
予防保全と災害時の中枢機能の強化

自主防災会資機材整備事業費補助金 4,260万円

自主防災会の防災資機材や倉庫の整備を支援

補助対象：資機材、倉庫

補助率：2/3以内 (令和8年度まで)

※上限75万円

New

浸水対策・水害対策の強化 5,760万円

水害に備え浸水対策の強化と迅速・的確な避難を支援

・止水板設置事業費補助金 **★県内初★**

・内水ハザードマップの更新

・土のうステーション設置 等

医療体制の充実・強化



家庭医療センター (イメージ)

〈組織〉
市立総合病院に「家庭医療センター」及び
「訪問看護ステーション」を新設

住み慣れた地域で安心して医療を受けることができる環境の創出

(病院事業会計)

家庭医療センターの開院 1億3,035万円

在宅医療の拠点オープン「藤枝みんなのクリニック」

外来・訪問診療及び総合診療専門医の養成

訪問看護ステーションを併設

・場所：藤枝市南新屋246-1 (近藤胃腸科外科跡地)

・スケジュール

R8.4 開院

R8人員体制	医師	3名	(指導医1名、専攻医2名)
	看護師	3名	
	技師	1名	
	事務員等	3名	計10名

交通安全対策の推進

交通安全推進事業費 2,500万円

交通安全日本一に向けた取組を推進

- ・道路交通法の改正に伴い自転車青切符制度の周知啓発 **拡充↑**
- ・自転車乗車用ヘルメット購入費補助金
- ・高齢者運転免許証自主返納の促進

通学路・通園路の交通安全対策を推進 2,300万円

道路の事故対策や交通安全施設の整備を支援

- ・通園路等のキッズゾーン整備 (路面標示、区画線等)
- ・通学路危険箇所改善 (路面標示、区画線等)
- ・ゾーン30交通安全施設の整備 (路面標示、グリーンベルト等)



高校生による交通安全街頭啓発 (イメージ)

防犯対策の推進

「藤枝市客引き行為等の禁止に関する条例」の制定

安心・安全で快適なまちづくりに寄与するため、県と連携して一定地域の客引き行為等を規制

○主な取組(予定)：禁止区域の指定、変更・解除、指導・勧告 等

R8.4 一部施行。※市民周知 (4~6月末)

R8.7 指導及び勧告、立ち入り調査、罰則規定の施行

地域・住宅への防犯対策の強化 1,420万円

安全安心まちづくりを推進

- ・見守り防犯カメラ設置費補助金
- 自治会、町内会が主体となった防犯活動を支援
- ・特殊詐欺電話等防止機器購入費補助金
- 通話録音装置の購入経費を支援
- ・住宅用防犯対策費補助金

①宅配ボックス設置費を支援

②録画機能付きインターホン・屋外用防犯カメラの設置費を支援



宅配ボックス設置費を支援

安全な住環境基盤の整備



空き家の解体・撤去（上：解体前/下：解体後）

空き家の適切な管理の推進 1,700万円

老朽化した危険な空き家への対策

- ・住宅継承支援事業 *New*

昭和40年代後半から昭和50年代にかけて住宅地の造成が行われた地区の住民を対象に空家等管理活用支援法人と連携したセミナーを開催

- ・空き家解体・除却事業費
昭和56年5月31日以前に建築し、耐震診断で倒壊の危険性があると診断された木造の空き家の解体経費を支援
補助額：対象経費の23%以内で未接道地、狭あい道路地の場合、**最大補助額50万円 拡充**↑

住宅・建築物耐震改修事業費 6,400万円

大規模地震に備え耐震診断や耐震補強の実施を支援

- ・専門家による無料診断及び相談
- ・木造住宅補強計画・耐震補強工事補助金 等

安全な住環境基盤の整備



仮宿高田線道路整備/天王町仮宿線道路整備

幹線道路網の整備 7億5,500万円

クリーンセンター事業、ふじのくにフロンティア事業、藤枝バイパス等の整備に合わせた道路整備

- ・仮宿高田線道路整備
舗装工 L=710m
R8.6月暫定供用開始（予定）
- ・天王町仮宿線道路整備
道路工（仮宿工区）L=400m
工事負担金
※仮宿工区についてはR8.6月供用開始（予定）

2 市民の健康で豊かな暮らしを実現する藤枝づくり

健康づくりの推進



女性の健康講座（イメージ）

健康経営プロジェクトの推進 1,400万円

健康・予防日本一に向けて健康都市ふじえだづくりを推進

- ・女性の健康講座 *New*

性差による健康課題について、正しい知識を持ち、理解を深める講座等の実施

- 女性が楽しみながら健康課題について学べる講座
健康推進課の保健師等による健康や栄養相談の実施、骨密度測定
- 企業側が女性の健康問題について理解を深める講座

定期予防接種費 4億7,000万円

対象市民の予防ワクチンの接種を促進

- ・RSワクチン *New* ※対象：妊娠28週から37週に至るまでの者

- 【こどもの予防接種】
・BCG ・日本脳炎 ・二種混合 ・麻しん風しん ・子宮頸がん
- ・ヒブ ・小児用肺炎球菌 ・水痘 ・B型肝炎 ・ロタ ・五種混合
- 【おとなの予防接種】
・インフルエンザ ・高齢者用肺炎球菌 ・新型コロナ ・带状疱疹

若い世代の暮らしの支援

子育て世帯等の移住定住の推進 1億7,600万円

- 市内に居住を希望する子育て世帯等を支援**
- ・子育てファミリー移住定住促進事業費
 - 補助対象：住宅の取得・移転・改修（中古のみ）に要する経費
 - 補助額：対象経費1/2 最大補助額150万円
 - 優良田園加算：20万円 *New*
 - ※優良田園住宅移住促進事業費補助金を統合
- ・仲良し夫婦移住定住促進事業費
 - 補助対象：住宅の取得・移転・改修（中古のみ）に要する経費
 - 補助額：対象経費1/2 最大補助額100万円

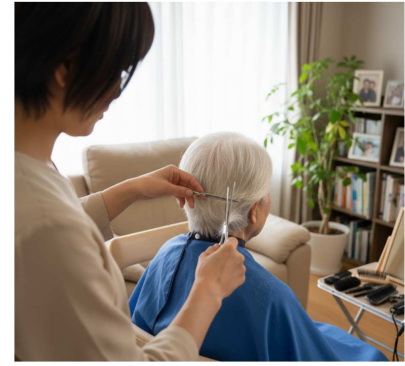


子育て世帯等を支援（イメージ）

高齢者支援と社会参画の推進

New 訪問理美容サービス利用助成事業費 100万円

- 高齢者の在宅福祉の充実を支援**
- 対象者：①～④すべてに該当する者
- ①市内在住
 - ②65歳以上
 - ③要介護3以上の認定者
 - ④特別養護老人ホーム等に入所または入居せず、自宅で生活している者
- 助成回数：最大年4回まで
助成額：3,500円/回



訪問理美容サービス利用（イメージ）

高齢者補聴器購入助成費 500万円

- 聴力機能が低下した高齢者の補聴器の購入補助**
- 対象者：市内在住の65歳以上で本人が市民税非課税の者で医師が補聴器の使用を必要と認めたもの
- 助成額：補聴器購入経費1/2（上限5万円）

地域福祉の推進

地域生活総合サポート事業費 400万円

- 高齢者の運動、交流、買い物支援をサポート**
- 高齢者を対象とした運動、交流、買い物支援をワンストップで提供する
- 対象地区：瀬戸谷・葉梨地区でトライアル事業 *New*
- 対象者：概ね70～80代
- 内容：①健康チェック
②運動教室
③コミュニティ交流会
④買い物支援



いきいきセミナー

障害者支援の推進

「藤枝市手話言語条例」の制定

- 手話は言語であるという認識に基づき、手話言語の認識の普及・意思疎通の確保、社会参加と自立の支援、学習機会の拡充を推進
- 主な取組（予定）：①手話リンクの導入 ★県内初★
- 市ホームページ等に設置した専用リンクから通訳オペレーターを介して、リアルタイムで通訳が可能
 - ②手話通訳者派遣事業
 - ③手話奉仕員養成講座
- R8.4 施行



医療的ケア児等の支援

New 障害福祉サービス事業者支援事業費 100万円

- 医療型短期入所施設の設備を支援**
- ・対象施設：重症心身障害児者や医療的ケア児等の受入れを行う施設等
 - ・対象経費：医療型短期入所施設等の設備等の整備費用
 - ・補助率：1/2
上限50万円

地域コミュニティ・多文化共生の推進

多文化共生事業費 370万円

- 多文化への理解促進・交流を推進**
- ・ Fujiedaワールドフェスタ
 - 外国の文化への理解促進及び外国人との交流を図るためのイベント開催
 - 時期：令和8年10月（予定）
 - 内容：啓発展示、活動団体紹介ブース、レクリエーション等
 - ・ 通訳タブレットを活用した多言語通訳サービス
 - ・ 通訳ボランティア派遣等



外国人との交流イベント等の開催

生涯学習の充実

藤枝市民大学事業費 1,490万円

- 地域社会・地域経済を担う「人づくり」を推進**
- 従来的一般教養コースや資格取得・体験コースによる幅広い学びに加え、リカレント教育・リスキリングコースを業務クオリティアップコースとし、実務分野に特化した専門性を深める内容へ充実させ、より実践的な学びを提供
- ・ 講義の内容により、会場開催に加え、**ライブ配信を実施 New**
 - ・ **開校5周年を記念したシンポジウムを開催 New**
- 日程：令和9年2月7日（予定）
場所：藤枝市民会館



一般教養コース

スマートシティの形成



上下水道管維持管理（イメージ）

デジタル技術を活用した上下水道管維持管理の推進 1,000万円

- 上下水道管路の劣化状況を共同研究**
- AI技術を活用した上下水道管路の老朽度診断により、効率的な予防保全、持続可能な社会インフラをめざす
- R7 机上での上下水道管路の劣化損傷予測
 - R8 現地調査による予測との比較検証
 - R9 国の実証実験を活用した共同研究の深化

New
地域課題解決型デジタル活用推進事業費 500万円

デジタル技術を活用した地域課題の整理や解決を推進

デジタル技術を活用し、地域課題の解決や市民サービスの向上につながる事業を迅速かつ柔軟に実施

品格と魅力ある都市空間の創造

旧市街地の総合的な再生の推進 2億1,550万円

- 旧市街地周辺の魅力を高める取組の推進**
- ・ 岡上山公園再整備事業
 - 人が集い、滞在し、回遊する広場の整備により魅力を高め、さらなる賑わいの創出を図る
 - ・ 道路施設高質空間形成事業
 - 蓮華寺池公園から周辺商店街等への回遊性向上に向け、道路施設の高質化を実施
 - 裏道舗装の高質化、大谷川防護柵景観向上



道路施設高質空間形成事業（イメージ）

安心な交通基盤づくり

自主運行バス等運行事業費 2億2,480万円

生活交通の確保に向けた取組を推進

・夜間バス停型乗合タクシー実証事業 New

中心市街地の経済活性、夜間の「交通空白」の解消を図り、路線バス最終便後に予約制のバス停型乗合タクシーを実証運行し、経済効果と効率的な輸送による採算性の確保について検証

実証路線：藤枝駅広幡線、藤枝駅光洋台線

実証期間：8月～9月

運行時間：22時～24時

運行日：週3日（金・土・日）

- ・自主運行バス、デマンド型乗合タクシー運行
自主運行バス5路線（藤枝ゆらく線 等）
デマンド型乗合タクシー4路線（葉梨線 等）



夜間バス停型乗合タクシー実証運行（イメージ）

3 こどもが健やかに学び、育つ 藤枝づくり

子育て支援の充実



こども誰でも通園制度

New

乳児等のための支援給付費 9,000万円

こども誰でも通園制度の実施

- ・保育所等に通っていないこどもの育ちを支援
対象：生後6か月から満3歳未満のこども
内容：月10時間までの預かりを実施

New

養育費確保支援事業費 85万円

ひとり親家庭の経済的な負担軽減を支援

- ・養育費の請求手続き費用等を支援
請求条件：離婚に際し、養育費の取り決めがあること
対象：20歳未満の児童を扶養する親権者
補助：公正証書等による債務名義作成費用 上限4.3万円
家裁への調停申立・裁判費用 上限7.6万円
保証契約費用 上限5.0万円

学校教育の充実

New

授業の質向上に向けた体制整備 120万円

授業改善に向けた新たな仕組みづくりの推進

- ・教育現場における生成AIの活用促進
こどもたちの適切な生成AI活用に向けた、教職員の生成AI対応能力の養成
- ・水泳授業外部委託等検討事業
民間プール施設を活用した水泳授業の実証実験を実施

こどもが安心して学べる環境づくり 2億6,160万円

児童生徒の安定した学校生活の支援

- ・かけはしサポーターの配置 New
幼児教育と小学校教育の円滑な接続のため、園児の発達や学びを理解した支援員が小学1年生を支援
- ・学校看護師 4人→5人 拡充↑
- ・登校支援教室指導員 16人→17人 拡充↑
- ・心の健康観察事業 New
一人一台端末を活用した心の健康観察を実施



生成AI活用(左上)/水泳授業(右上)/かけはしサポーター(下)(イメージ)

学校教育の充実

学校給食費の保護者負担の軽減対策 8,100万円

物価高騰による学校給食費保護者負担を軽減

物価高騰による給食費高騰分を支援

小学校支援額：

月額250円（*月額5,200円 → 月額5,450円(333円/食)）

中学校支援額：

月額1,500円（月額5,100円 → 月額6,600円(408円/食)）

※国の制度に基づき小学校の給食費の支援が開始
国支援額と給食食材費との差額は保護者負担となるが、
令和 8 年度は物価高騰対策として市独自で支援



学校での給食の様子

地域ぐるみでの教育の推進

子ども・若者の生活支援の推進 3,090万円

状況に応じた居場所づくりの支援

・子ども・若者居場所事業費

実施回数：年間90日以上 → 年間150日程度 拡充↑

対象者：概ね13歳～25歳の不登校や引きこもりの
児童・生徒と就労できない若者
内容：居場所の提供、学習相談・支援、
進学・就労の相談・支援 等

・子ども育成支援事業費

対象者：養育が十分でない児童

内容：学習支援、食事の提供、入浴・洗濯支援 等

・子ども・若者居場所事業費

対象者：発達に課題があるなどの理由で
不登校になっている小中高校生

内容：居場所支援、訪問支援、保護者支援 等



状況に応じた居場所づくりの支援

大学を核とした知の拠点づくり

大学とのまちづくり推進事業費 1,090万円

地域高度人材の育成、地元産業の活性化、学生の地元定着の支援

・インキュベーション拠点活用促進事業 New

大正大学による（仮称）藤枝インキュベーション
センター開設に向けたシンポジウムの開催

- ・県内 6 大学との連携推進事業
- ・理系人材の育成
- ・首都圏大学との還流促進 等

New

ソーシャルビジネス創造拠点整備事業費 5,000万円

（仮称）藤枝インキュベーションセンターの整備を支援

- ・開設後は、人材育成、スタートアップの創出・育成、
オープンイノベーションによる地域ビジネスの創出を推進



大学とのまちづくり推進事業（上）/（仮称）藤枝インキュベーションセンター（下：イメージ）

4 力強い地域産業を育み、 安心して働ける藤枝づくり

労働・雇用対策の推進



若者の地元就職への支援（イメージ）

若者の地元就職・雇用定着への支援の強化 1,680万円

大学等に進学する学生に地元就職と定住を促進

- ・中小企業等奨学金返還支援事業 **New**
- 補助金：企業が返還支援する経費の2/3以内 上限8万円
- ・Uターン・地元就職応援事業
- 奨励金：50万円を交付
- 対象者：①～③すべてを満たす者
 - ①プロジェクト登録かつ奨学ローン等利用者
 - ②大学等卒業後、市内1年間定住
 - ③正規雇用として1年間在職

働きやすい職場環境づくり 500万円

企業の働き方改革と職場環境の充実の促進

- ・働きやすい職場環境づくり応援フェア
- フェア開催のほか、勉強会（5回程度）を実施
- ・介護休業取得支援補助金
- 年度内に連続した5日以上 → 年度内に5日以上

エコミックガーデニングの推進



DX牽引人材の育成

中小企業等のデジタル化の推進 1,500万円

デジタルを活用した人材育成、課題整理や解決への支援

- ・中小企業DX化支援事業 **New**
- 中小企業がDX化で抱える課題の整理から解決まで伴走型で支援
- ・デジタル経営診断事業
- 地元企業へのデジタル活用診断・分析等により経営基盤強化及び地域産業の持続的成長につなげる
- ・DX牽引人材育成事業
- 企業の社員や経営者等を対象にDX推進人材育成を講義型で支援

多様な企業の立地促進

岡部町内谷地区工業用地整備の推進 6億720万円

岡部町内谷地区への企業誘致の推進

- ・県企業局への負担金
- ・用水路の整備
- ・道路、転倒堰、柵渠等の整備

New 産業用地開発の支援 100万円

地域未来投資促進法による企業立地を推進

- ・地域経済牽引事業計画策定支援事業
- 専門家への相談費用を支援
- 対象者：地域経済牽引事業を実施する事業者



岡部町内谷地区工業用地

多様な企業の立地促進



ビジネスプランコンテスト開催

【組織】
産業振興部内に「**新産業ビジネス創造室**」を新設
新産業創造の推進とスタートアップ支援等の強化

新産業創造推進事業費 800万円

新たな基幹的産業の創出を推進

- ・“食と農×健康・医療”による新たな産業・まちづくりを推進
- ・先導的ビジネス推進補助金の交付
- 補助率：1/2 上限100万円
- ・コーディネーター設置

企業間連携ビジネス創出支援事業費 700万円

企業やスタートアップ等とのオープンイノベーションを支援

- ・市内企業と首都圏のスタートアップ企業等とのビジネス交流会
- ・ビジネスプランコンテスト

商業の振興



駅前 納涼市

〈組織〉
商業振興課内に「商業まちづくり係」を新設
(商店街活性化推進室を再編)
 新しい商業組織づくりにより利便性の高い商業環境を創出

商業エリア賑わい創出事業費 500万円

- 地域コミュニティを支える商店街・商業地づくりを推進
- ・商店街解散後も商業地としての賑わい創出のため、商店街解散後の承継団体へ商店街と同等の補助を実施 **New**
 - 対象者：商店街団体もしくは商店街解散後の承継団体
 - 実施場所：商店街が現に存在もしくは過去に存在していた区域
 - ・商業エリアで誘客促進を実施する市民団体や、複数の商店街と市民団体の連携団体の事業を支援

農林業の振興

New

輸出拡大生産体制強化支援事業費 300万円

- 改植や新植、被覆栽培への転換の取組を支援
- ・有機茶及び碾茶（てんちゃ）等の生産に適した品種への改植
補助：対象経費の1/2 15.2万円/10a以内
 - ・改植等に伴う植栽初期管理
補助：対象経費の1/2 14.1万円/10a以内
 - ・碾茶（てんちゃ）生産のための被覆栽培への転換
補助：対象経費の1/2 10万円/10a以内
 - ・有機茶及び碾茶（てんちゃ）等の生産に適した品種の新植
補助：対象経費の1/2 12万円/10a以内

有機農業産地づくり推進事業費 950万円

- オーガニックビレッジ確立に向けた取組を推進
- 有機農産物の産地づくりとブランド化・消費までの循環を確立
- ・有機栽培普及推進事業 **New**
体験圃場の実施により新たな担い手確保等の取組
 - ・有機転換推進事業補助金 **New**
補助：2万円/10a以内



有機茶への新植整備

農林業の振興

New

農業高温対策支援事業費 300万円

- 農業者及び農作物への高温対策を支援
- 対象者：市内在住の農産物販売額が50万円以上の農業者及び法人（認定農業者、認定新規就農者を含む）
- ・空調服等熱中症対策（ファン付き作業服など）
補助：1/3以内 上限5万円
 - ・高温対策（遮熱剤散布、遮光カーテン、散水ホース等）
補助：1/3以内 上限20万円



高温対策（ドローンによる遮熱剤散布）

5 魅力と活力、持続力ある地域がつながる藤枝づくり

観光・交流の推進及び中山間地域の活性化



道の駅ゆとりえせとや/アートイベントの開催支援

New

陶芸村構想推進事業費 1,450万円

令和 8 年 4 月、中山間エリアに新たな拠点施設がオープン

- ・東京藝術大学との連携
 - ①藤枝の地域資源を活かした作陶の研究
 - ②若手芸術家の移住促進に向けた課題研究
 - ③藤枝の歴史、文化を踏まえた「陶芸・アートを活かした地域づくり」の研究
- ・AIR（アーティストインレジデンス）事業
 - 国内外アーティストの滞在制作による陶芸村構想の発信強化
- ・「新しい創作」を発信するアートイベントの開催支援

スポーツの推進

マルチスポーツ推進事業費 130万円

幼少期の運動機会の充実や基礎運動能力の向上を支援

- ・幼稚園・保育園などへのバルシューレ巡回教室 New
 - ドイツ発祥のボール運動プログラムを活用し、ボール遊びを楽しみながら運動の土台を身につける
 - ・バルシューレ指導者養成講習会 New
 - 国内唯一のバルシューレ A 級コーチを招き、スポーツ少年団や幼稚園・保育園の先生等を対象に講習会を実施
 - ・わくわく運動チャレンジ（体力測定）
 - 発育段階の年中児・年長児を対象に現時点の運動能力を測り数値化することにより、こどもたちの運動能力向上を支援
- バルシューレ…基礎的な運動能力に加え、協調性や創造性を、遊びを通して楽しみながら身につけるドイツ発祥のボール運動プログラム



基礎運動能力の向上のためのボール遊び

文化の振興



博物館・文学館での特別展

若手音楽家育成・支援事業費 200万円

音楽によるまちづくりの推進

- 対象者：市内の小中学生～大学生等
- ①ワークショップ（8月～1月）
 - ・プロの音楽家による演奏や機材の扱い方等の指導
 - ・滞在型音楽スタジオでの収録体験
 - ②成果発表会（2～3月頃）

歴史・文化・芸術に触れる環境づくり 1,850万円

博物館・文学館事業の促進

- ・博物館
 - 特別展・企画展5回
 - R9.2～3「原田純夫映像展 ワイルドロッキー」他
- ・文学館
 - 特別展2回
 - R8.4～6「さとうわきこ展 星をみつけておもしろい」他

多彩な拠点づくり

旧市街地分散型まちづくり推進事業費 200万円

旧市街地の魅力を高める取組の推進

- ・分散型まちづくりの推進
 - ①地域住民の意識醸成を図るセミナー
 - ②ワークショップの実施
 - ③歴史・文化を感じる地域資源を活用した体験プログラムの検討

戦略的土地利用推進事業費 2,500万円

土地利用構想重点地区の土地利用を推進

- ・水上地区
 - 企業ヒアリング、基本方針策定、事業方式検討、まちづくり協議会運営等
- ・市内全域の産業用地開発可能性調査



「分散型まちづくり」キックオフシンポジウム

中心市街地の活性化



駅前一丁目9街区市街地再開発事業（建設中）

5 魅力と活力、持続力ある地域につながる藤枝づくり

New

まちなかウォーカブル推進事業費 2,600万円

- 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを推進
- ・まちなかウォーカブル推進計画策定に伴う基礎調査
交通量調査、人流把握、ニーズ調査等の実施

中心市街地再開発の推進 15億460万円

- 駅前地区の再開発により街なか居住を推進
- ・駅前一丁目6街区（0.3ha）
地盤調査、実施設計、権利変換計画作成
 - ・駅前一丁目9街区（0.3ha）
建築設計（工事監理）、共同施設整備

6 豊かな自然環境と資源を守り 次代につながる藤枝づくり

地球温暖化対策の推進

6 豊かな自然環境と資源を守り、次代につながる藤枝づくり



学校体育館の空調整備（イメージ）

熱中症への対策の推進 4億6,988万円

- 熱中症に対する対策の推進
- ・空調設備整備事業費
学校体育館に空調を整備
R8整備工事：藤枝小、青島小、大洲小、高洲南小、
葉梨中、広幡中
R8実施設計（R9整備予定）：小・中学校計7校
 - ・従業員労働環境改善事業費 **拡充↑**
補助額上限50千円（補助率1/3）、対象に個人事業主を追加
 - ・農業高温対策支援事業費 *New*・（再掲）
補助対象：①空調服等 ②高温対策に必要な機器、資材等
補助 ①1/3以内 上限5万円 ②1/3以内 上限20万円
 - ・まち美化里親制度 **拡充↑**
熱中症対策物品の支給を追加
 - ・熱中症対策事業費 **拡充↑**
民生委員と連携した高齢者の熱中症予防行動定着支援

資源循環の推進

6 豊かな自然環境と資源を守り、次代につながる藤枝づくり

クリーンセンター志太の整備の推進 13億2,444万円

- 志太広域事務組合によるクリーンセンター整備費の負担
- 高効率ごみ発電システムの導入や省エネルギーシステムの導入の促進等により、温室効果ガス（CO₂）排出量を削減
- ・スケジュール
R8.7月 試運転開始
R8.9月 全量投入開始
R9.1月 供用開始

エネルギー地産地消推進事業費 100万円

- 温室効果ガス削減を推進
- ・J-クレジット制度に協調した補助
対象者：J-クレジット制度に登録・認証された事業者
対象経費：J-クレジット登録・認証に要する経費
補助額：330千円 ⇒ 500千円 **拡充↑**（補助率1/2）



クリーンセンター志太（建設中）

6 豊かな自然環境と資源を守り、次代につながる藤枝づくり

自然と共生する生活環境づくり



竹林の適正管理の推進

森林・竹林の適正管理の推進 4,900万円

- 適切な森林環境整備の実施や林業経営の効率化を推進**
- ・森林環境整備推進事業費
 - ・竹林対策事業費
 - ・**竹林再整備事業費補助金 New**
- 竹林の間伐と維持管理、伐採した竹の利活用を実施する団体へ支援
補助率：10/10 上限35万円

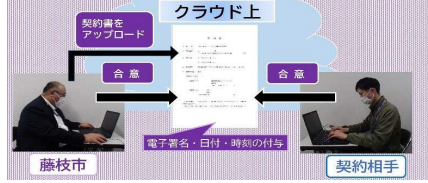
生物多様性推進事業費 40万円

- 生物の保護や市民学習の場の拡充を支援**
- ・**ピオトープの認定及び活動支援 New**
 - ・**ピオトープ活動支援補助金 New**
- 支援員派遣、認定委員会、情報交換会
対象者：市のピオトープ認定を受けた団体
対象経費：①維持管理に要する経費
②普及啓発活動に要する経費
補助額：①②上限1万円

7 夢と希望にあふれ、未来につながる藤枝づくり

7 夢と希望にあふれ、未来につながる藤枝づくり

市民目線による行政の推進



GIS情報の集約化(上) / 電子契約システム(下) (イメージ)

New 統合型・市民公開GIS構築事業費 3,800万円

- 対応状況の一元管理により管理業務DXを推進**
- ・GIS情報の集約化
道路台帳GIS及び危機管理用GISを一本化
通学区・町内会区割等の情報
 - ・道路等インフラ管理の効率化
市民通報の即時反映、対応完了までを一元管理
対応状況を市民や事業者へ可視化させる

New 電子契約システム経費 160万円

- 事務作業の効率化によるペーパーレス化の推進**
- ・スケジュール
 - R8.4~7 業者選定、規則等の整備、改正
 - 8~9 事業者・職員向け説明会
 - 10~ 運用開始

7 夢と希望にあふれ、未来につながる藤枝づくり

「選ばれるまち」づくりの推進

New シティ・プロモーション戦略の推進 2,600万円

- インナー×アウトプロモーションの強化**
- ・シティ・プロモーション専門官を配置(地域活性化起業人)
民間手法のエリアマーケティングに基づくプロモーションを展開
 - ・地域戦略アドバイザー任命
地元企業とのネットワークやメディア領域の意見を活用

New 関係人口来訪支援事業費 150万円

- 関係人口の拡大による地域経済の活性化**
- ・持続的な関係性の構築
転出者など、本市にゆかりのある人との継続的な関係性を構築するための情報発信の強化
 - ・本市への来訪者を増やす取組
地域活動の担い手や企業の課題解決に資する人材を呼び込むため、滞在費等の費用助成を行う。



関係人口の来訪支援
~住まう魅力・訪れる魅力の発信~

関係人口来訪支援事業

広域連携の推進

国際交流事業費 600万円

友好都市、姉妹都市との国際交流を促進
 ・ベンリス市との連携交流の深化 **拡充**↑

R7の対面での交流再開を契機に、教育や産業分野など、さらなる交流の輪の拡大を図るとともに、市職員の語学運用能力の向上を目指す。

【主な取組】

- ①産業分野での連携に向けた市場調査・現地関係者との協議
 ※現地派遣にあたっては、意欲ある職員を公募により選定する。
- ②職員の国際感覚醸成のための研修会の実施
- ③学生同士の交流機会の提供



ベンリス市長表敬

経営資源を活かす行財政運営

人事交流等働きやすい環境づくり(再掲) 700万円 自己実現・柔軟な働き方を推進

- ・人事交流・職員派遣(国、県、外郭団体及び民間企業等)
 地方税共同機構、ベンリス市(研修派遣) **New**
- ・環境省、(一財)地域創造、(一財)自治体国際化協会、地方公共団体情報システム機構、地方公共団体金融機構 等
- ・産休・育休により年度途中で欠員が生じた職場に対する支援
 ①育休代替任期付職員の採用 **New**
 ②育休取得する同僚を支援する職員への勤勉手当の加算 **New**



仕事と家庭の両立をしやすい環境づくりの推進

3 その他の取組

新公共経営プロジェクトチーム

まちづくりのターゲット世代である若手職員が柔軟な発想や感性を発揮し、市政の改革・発展につながる施策を市長に提言

テーマ：共創でつなく藤枝の未来
 ～魅力を誇りに、つながりを力に～

- ①「市民」…地域コミュニティの再生と強化・参加促進
- ②「行政」…持続可能な行政サービス提供体制の確立
- ③「都市力」…地域資源の磨き上げと持続的な活力の創出



主な提言内容

提言内容	目的	仕組み	予算額
① 地図型SNS「ふじえだつながるマップ」	地域の多様な情報を一元化し、発信・受信できる環境を整備することで、地域コミュニティの活性化につなげるとともに、誰ひとり取り残さない地域社会の実現に資する。	行政、自治会、市民が様々な情報を取得できるプラットフォームの構築を想定。利用者は一元化された地域情報を迅速かつ簡易に取得できる。	3,800万円
② 防災ワークショップ	市民の防災知識・スキルを養い、「共助」の体制構築に向けた意識の醸成を目的とする。	防災に関する体験型ワークショップを学校及び地域イベントにおいて開催する。	88万円

ふじえだガールズ・ミーティング



女子学生ならではの視点で、藤枝の新たな魅力の創出に向けた様々な活動を実施



ガールズ・ミーティングからの意見

地域資源を活かした来訪・交流人口拡大
市を象徴するサッカーをはじめとするプロスポーツを地域資源として活かした市内への回遊・滞在促進

ふるさと納税を通じた全国への魅力発信強化
藤枝市の認知度向上を図るため、全国に向けて発信力のあるふるさと納税を活かしたプロモーション強化

施策（予算）への反映

宿泊客誘客促進事業
1,100万円

藤枝の魅力創出事業
1億6,546万円

藤枝のファン拡大に向けたチャレンジ

「藤枝ファン創出プログラム～LOVE♥FUJIEDA～」をテーマに、藤枝MYFCと連携し若い世代のファンを増やすため、藤枝MYFC学校祭企画・プロモーションや、昨年度からの継続した取組として様々なSNS媒体を用いた朝ラーメン、サッカー推し飯の魅力発信と藤枝市ふるさと納税の公式ロゴマークの作成を女子学生ならではの視点で行った。



女性活躍推進会議 フジェンヌ

各部局から選出された女性職員が働きやすい職場環境づくりに向けて調査研究を行い、施策を市長に提言
令和7年度に引き続き男性職員との合同会議を設け、男女が共に仕事と家庭を両立できる働きやすい職場環境づくりに向けて調査研究を実施



日々の業務にデジタル技術を活用 ～職員一人ひとりが力を発揮できる職場環境の実現に向けて～

課題	提言事項	令和8年度実施内容
資料・調書作成に多くの時間を要する業務量が年々増加・高度化している 人員や時間には限りがある	①デジタル活用事例の共有	スターオフィス上でAIやRPA等の活用事例、FAQを共有
	②デジタル研修の充実	デジタル技術に関する職員寺子屋や階層別研修を実施
	③デジタル人財の活用	デジタル技術を習得した職員にバッジ等を進呈し、講師役として活躍

“将来に希望がもてるまち”藤枝へ

市民一人ひとりが活躍し
活力ある都市を創り
将来に希望をもって活動する

まちづくりを
進めてまいります

令和8年度 当初予算・組織の概要

